

# 「王国」・「教会」・「帝国」

## —9世紀フランク王国の「国家」をめぐって—

五十嵐 修

キーワード：フランク王国 国家 教会 帝国

Frankish Kingdom State Church Empire

### はじめに

山田欣吾氏の「「教会」としてのフランク帝国」は、中世初期の政治世界を論じた、傑出した論文である。今から、20年ほど前、わが国の西欧中世初期史研究において、ドイツ風の国制史研究や社会経済史研究が主流を占めていた研究状況のなかで、この論文は新しい局面を切り開いた画期的な論文であるとして学界に歓迎され、その後今日に至るまで、この時代に関する代表的な論文として挙げられることも多い<sup>1</sup>。個人的な感慨を述べることを許していただければ、私は、この中世初期の国家のキリスト教的基盤を余すところなく論じた、この論文に強い影響を受けた。この論文では、同時代のビザンツ帝国の事情との対比のもとに、カロリング期のフランク王国では、聖職者が、あらゆる「国家生活」の領域で、その中心的な扱い手として活動したことが明らかにされた。この論文は、宗教がこの時代の西欧社会に与えた巨大な影響力を正当に評価した論文として、この時代を考えるための必読の論文でありつづけるであろう。

しかし、ただ一つの点で、私はずっと引っかかるものを感じてきた。それは、「「教会」としてのフランク帝国」というタイトルそのものである。もちろん、「「教会」としての」ということばが、単に比喩的表現として用いられているにすぎず、そして、この表現が、この時期のフランク帝国の国制への宗教の大幅な関与を示しているにすぎないのであれば、このような私の疑念は、すぐに払拭されてしまったことであろう。しかし、違うのだ。山田氏は、同時代の人々によって、国家は「教会」と認識されていたというのである。山田氏は、次のように書いている。「さて、のちの学者が「大フランク王国」ないし「フランク帝国」とよぶこの世界を、同時代の人々が「国家」のタームで把えていなかったとすれば、かれらにとってそれは一体何だったのだろうか。結論からいえば、それは ecclesia 「教会」であった」。また、この少し後で、次のようにも述べている。「カールやルードヴィヒの「フランク帝国」も、その「後継諸国家」も、同時代の人々にとっては、何よりもまず「教会」であった」<sup>2</sup>。

山田氏は明らかにこの時代の人々自身が自分たちの属する政治共同体を「教会」と理解していたと考えているのである。

だが、はたして、そのように考えてよいものだろうか。ただちに一つの疑問が浮かぶ。もし、カール大帝期やルイ敬虔帝期には、フランク王国という政治共同体が「教会」として、言い換れば、宗教共同体として、同時代の人々によって理解されていたのだとしたら、なぜ、その次の時代には、その政治共同体が、いともたやすく分裂しまったのかという疑問である。たしかに、カール大帝は宗教を根幹に据えた国づくりを基本方針として国制改革を進めたし、次のルイ敬虔帝の時代にも、その強い影響は残っている。しかし、かれらの「国家」が「教会」であったなら、ヴェルダン条約、メルセン条約を経て進行していく、その後の分裂過程は、どのように理解すべきなのだろうか。「教会」という表現自体、「国家」ときわめて近い意味で理解されていたがゆえに、問題を孕まなかつたのか。それとも、「教会」の意味はこの分裂過程のなかで、次第にその意味を変えていったのであろうか<sup>3</sup>。

私は、本稿において、「カロリング期のフランク王国は「教会」であった」とする、我が国で広くいきわたっている通説を批判するだけではなく、カロリング期フランク王国の人々が、少なくとも、宮廷に近い人々が、自分たちの帰属する政治共同体をどのように理解していたのかという問題を考えてみたい。

まず最初に、山田氏も用いているヨハネス・フリートの論考とそれを批判したハンス・ヴェルナー・ゲツツの論文をとりあげる。今から20年近く前の論文をなぜ今さら取り上げるのかと訝られるかもしれない。しかし、カロリング期フランク王国の国家観に関する研究は、実は、それ以来、ほとんど進んでいないのである<sup>4</sup>。したがって、この二人の論争を出発点とするのは不当ではないようと思われる所以である。

## 1 フリートとゲツツの論争

フリートは、1982年の論文の中で、抽象的な国家観念の存在を前提とする従来の研究に疑問を投げかけ、この時期の政治秩序の再考を迫った<sup>5</sup>。

彼は、まず、この時代の *regnum*（「王国」）の意味を問う。様々な史料において、*regnum* と述べられているが、それはいったいどういう意味なのかと問いかける。彼によれば、「王国」は、通例一般的な意味の国王支配という意味であって、「前理論的な」概念である<sup>6</sup>。それは、国王が支配する領域という意味を越えることがない。他の概念も同様である。たとえば、*res publica* という表現もそうである。確かにヴェーレンが研究したように、この時代には、*res publica* という表現も用いられることがあった<sup>7</sup>。一見すると、この用語の使用から、「国家」という政治共同体の存在を推定できそうである。そして、ニタルドゥスの

『歴史』を素材として、ヴェーレンは抽象的な国家理念の存在を推定したのである<sup>8</sup>。しかし、フリートはこう述べている。「*res publica* という表現も特別に内容のある形態を意味するものではない。人々の上に広がっている、個々人から独立した秩序を備えた統一的な組織と理解されるようなものなどではない」<sup>9</sup>。さらに、彼は、「抽象的な国家観念が十分浸透し、一つのシステムへと形成された」とするテオドール・マイヤーの結論<sup>10</sup>をばっさり切り捨てて、そのようなものは、どこにも見いだすことはできないと主張する<sup>11</sup>。

それに対して、王家と教会という観念は確かに存在したと、フリートは言う<sup>12</sup>。彼によれば、それは 817 年の『帝国計画令』において、はっきりと見ることができる<sup>13</sup>。社会の秩序全体を抽象的に把握しようという努力は 9 世紀において認められるが、それは「王国」理念、「国家」理念の確立をもたらしたのではなく、「教会」理念をもたらした<sup>14</sup>。教会モデルは 9 世紀の主要な政治モデルであった。このモデルは、確かに 9 世紀の初頭、ルイ敬虔帝の治世の前半期において、適用され、帝国統一思想の根幹になった。教会として把握される統一体は決して単なる政治的な宣言や理想主義的なユートピアではなかった。「王国」の概念が未発達で、「国家」*res publica* の概念も曖昧だった時代において、前理論的な民族（部族）主義（Gentilismus）を克服するためには、それは必要な政治モデルであった。それゆえ、帝国統一派の努力が結局失敗に帰したときにも、教会モデルは放棄されなかつたのである<sup>15</sup>。しかしながら、「教会」概念は非常に広がりをもった概念でもあり、多様な現実の秩序をめぐる問題を解決する鍵とはならなかつた。このようにフリートは述べて、「教会」を政治共同体のモデルとする考え方がこの時代にある程度浸透していたことを認めつつも、同時にこのモデルの限界にも着目する。

それでは、このような状況にあって、現実の多様な秩序を統制する鍵は何だったのか。フリートによれば、それは王家である。抽象的、超人格的な発想が未発達だったこの時代において、唯一重要な役割を演じたのが「王家」であった。たとえば、よく知られているように、カロリング期においては「帝国領」と「王領」は全く区別されていない。また、王妃が領地の運営に深く関与することが認められていたし、特に宮廷礼拝堂は王家の周囲に組織されていた。フリートは述べている。「王家こそが、<王国>の制度的な基礎であった」<sup>16</sup>。フリートは、スマラグドゥスの『王の道』（*Via regia*）の分析からも、このような主張は裏付けられると考えている。このカロリング期の代表的な君主鑑において、君主の責務が繊々述べられているが、「王国」自体については全く述べられていない。王家のことが述べられているにすぎないのではないかと主張する<sup>17</sup>。彼によれば、829 年の高名なパリ教会会議や、この会議に影響を及ぼしたオルレアンのヨナス、あるいはまた、リヨンのアゴバルドゥス、セドウリウス・スコトゥス、ランスのヒンクマールらの著作においても同様のことが確かめられる。

フリートは次のように自分の結論を要約している。「このように、一このことは引用した9世紀のすべての著者とテキストにあてはまることがあるが、国王による人々の統率に必要な利用手段が叙述されたり、考察されているときに、個々の制度が場所を見いだす総括的な概念は、「王国」、「レース・プーブリカ」、「国家」ではなく、国王、王妃、王子・王女をめぐる求心的な闘いという形で秩序づけられた「王家」であった」<sup>18</sup>。この王家と並んで、様々な家門があり、それが王国を構成する。しかしながら、この政治的・社会的な全体を包括するようなものは、存在しなかった。「教会」という概念も、支配秩序の現実には完全には対応していなかった。それは、一面では狭く、一方的で、また別の面ではあまりに広すぎていた。要するに、当時の現実にうまく適応していなかったのである。そして、この点に、フリートは、カールの死後、フランク王国が分裂していく大きな原因を求めるのである。この論文の末尾で、フリートは言う。「<教会>と<王家>の間で、結局のところ、「王国」には十分な基盤がなかった。特別な作用連関としての、あるいは、人々の政治秩序全体としての国家は、思想的には未発達であった。だから、王国は崩壊したのである」<sup>19</sup>。

フリートは、実に綿密に、そして様々な伏線を張って論を進めている。だから、このように要約することによって抜け落ちてしまった部分もあるだろう。しかし、彼の主張ははっきりしている。彼の主張の核心は、結局、「王国」*regnum* や「国家」*res publica* の概念がカロリング期には未発達であったということである。彼によれば、当時の政治秩序に関連する重要な概念は「王家」と「教会」であった。しかし、両者とも、現実の状況に完全には対応してはいなかった。それゆえ、カロリング帝国は崩壊せざるをえなかつたのだ。おそらく、このようなことが、フリートの言いたかったことであろう。

これに対して、ゲツツは、概念史的な手法を用いることにより、フリートとは全く異なる結論を導き出した<sup>20</sup>。ゲツツは、史料において、「王国」という表現が具体的に何を意味するのかを詳細に分析することによって、当時の人々の政治世界の理解に迫ろうとした。彼は、年代記ばかりではなく、聖人伝にまで研究対象を広げ、当時の人々の認識を従来以上に確実に捉えようと試みた。

個々の年代記、国王の伝記、聖人伝などの史料を詳細に検討したのち、ゲツツは、「王国」(レーグヌム *regnum*) という表現こそが、この時代に国家を表す通常の言葉であったことを確認する。それぞれの王国を表すために、時にはゲルマニア、ガリア、イタリアといった古代以来の地域名が用いられることもあったが、分国慣行のために、結局は例外でしかなく、政治共同体を示すためには *regnum* が用いられるのがふつうであった。*regnum* は、フランク王国全体を指す場合もあったし、分国を表す場合もあった<sup>21</sup>。また、分国すら形成することがなかった、一定の領域を指し示すこともあった<sup>22</sup>。もちろん、この時代に歴史叙述を著した人々は、*regnum* が *rex* (王) から導き出された言葉であることを知らないわけで

はなかった。しかし、*regnum* という概念は、本質的にはその領域を王というタイトルを得た者が統治しているのかどうかとは無関係であり、王が統治していない領域も、*regnum*と表現することができた。この語をどのように用いるのかは、個々の年代記作者の判断にかかっていた<sup>23</sup>。

それでは、*regnum* は、いったいどのような特徴をもっていたのであろうか。ゲツツは、*regnum* 概念の三つの構成要素を指摘する。まず、第一に、この概念は種族（ゲンス）と関連する。ただし、フランク王国に関しては、他の国々ほど明確ではない。分国制が存続しただけでなく、フランク王国が様々な種族を併合したために、種族が国家の本質的な構成要素とはならなかったからである。第二に、*regnum* は領域性を持っている。「イタリア王国」*regnum Italiae*、「アキタニア王国」*regnum Aquitaniae*、「バイエルン王国」*regnum Baioariae*といった明確な表現があらわれるのは稀であるが、*regnum* は国境（*termini, fines regni*）をもっていた。第三に、*regnum* は、そのときの君主と密接に結びついた存在である。「A 王の *regnum*」、「彼の *regnum*」というのは、きわめてよく見られる表現である。この三つの要素は、中世初期の「王国」概念を構成する重要な要素であり、この三要素が結合するところに、この時代の *regnum* 概念がある<sup>24</sup>。

*regnum* は確かに国王個人と密接な関係にあったが、君主と王国は別個のものである。*regnum* と *rex* が概念的にも内容的にもはっきりと区別されている多くの用例がある。*regnum* は、王国を統治する君主の存在を必要とするのであるが、特定の個人に結びつくことなく存在する「制度」であった。したがって、ボイマンのいう「超人格的国家観念」はすでに、このカロリング期の *regnum* 概念に現れているのだ、とゲツツは考える<sup>25</sup>。そして、次のように述べている。「すでにカロリング朝時代に「国家」が存在したことは、疑いえない。当時の人々自身がそのように感じており、国家についての概念を作り上げ、それに *regnum* という名を与えた。その性格は、国制史研究の成果と一致しており、同時に中世初期の国家や「国家」一般に関する私たちの理解を満足させるものである。*regnum* は「王国」ではなく、むしろ「国家」である。しかし、この「国家」は支配組織（Herrschaft）であり、君主のみならず、少なくとも、萌芽的には、被支配者、とくに貴族や国王の家臣が関わるものであった」<sup>26</sup>。こうして、ゲツツは、カロリング期には国家に該当するような概念は十分に発展しなかったとするフリートを批判し<sup>27</sup>、*regnum*こそ、政治秩序全体をあらわす言葉に他ならなかったと主張する。彼は述べている。「*regnum* は、カロリング朝時代の政治思想という意味で、そして、この時代に応じた、カロリング期の国家という意味での「国家」である」<sup>28</sup>。これに対して、フリートが大きな意義を認める、教会概念と王家は、同時代の政治秩序をあらわす表現としては、ほとんど意味をもたなかつたと述べている<sup>29</sup>。

フリートは 1994 年の論文で、ゲツツの論文を痛烈に批判した。もっとも大きな批判点は、

そもそもゲツの概念史的手法自体であるといえるかもしれない。フリートにいわせれば、ゲツは当時の人々の意識をさぐろうとして、実は自分の時代の「国家」概念を過去に持ち込み、それに気づいていないのである<sup>30</sup>。1991年の概説書『ヨーロッパの形成 — 840年から1046年まで—』のなかでも、フリートは自説を繰り返している<sup>31</sup>。一方、ゲツも、2003年に出版された概説書のなかで、フリート説を批判し、*regnum*は純粋な国王支配の意味を超えて、ときには国王と貴族をともに包摂する観念であったと述べている<sup>32</sup>。このように、両者の意見は全く異なり、両者の主張は平行線をたどったまま論争は終わったかのようにみえる。

論点をあらためて整理しておきたい。

まず第一に、この時代の史料に頻繁に現れる *regnum* という語彙に関する意見の対立である。フリートによれば、*regnum* はたいてい国王支配に関連する表現であり、政治秩序全体を示す言葉ではなかった。たとえば、ルイ敬虔帝の勅令『王国のすべての身分への訓令』では、*regnum* はほとんど *ministerium*（職務）と同義語であり、制度というより、むしろ活動である<sup>33</sup>。これに対して、ゲツはこのような解釈を拒否し、*regnum* は政治秩序全体を表したものであり、「国家」を意味する語彙に他ならなかったと主張した。ゲツの主張は、同時代の観念を重視する概念史的な手法を用いて得られた結果であり、彼以前の伝統的なドイツ国制史における中世初期国家像に立ち返ったわけではない<sup>34</sup>。しかし、確かに「国家」と呼ぶべきものがこの時代にも存在し、かつ、人々によって認識されていたと考える点において、「国家」の存在を疑問視するフリートの一種革命的な言説と比べれば、伝統的な解釈に立ち返るものである。このゲツの解釈を正面から批判した論文は、私の知る限り書かれていません。しかし、その一方で、「国家」の存在を自明なものと考えないという点において、フリートの見解は、ドイツ中世史学界に直接的、もしくは間接的に影響を及ぼしたように思われる<sup>35</sup>。

第二に、カロリング期の政治秩序の中で「教会」という理念が果たした役割についてである。フリートは山田氏とは異なって、当時、フランク王国が「教会」と理解されていたとは、単純には述べていないが、「教会」がこの時代の政治秩序を表す表現として用いられたことを認める。これに対して、ゲツは、「教会」は、この時代の国家観においては、ほとんど役割を演じなかったと主張する。彼によれば、*ecclesia* と *regnum* が、この時代の歴史叙述で意識的に関連づけて述べられている箇所を見出すことはできない。教会概念はキリスト教徒の社会全体を包含するが、国家との関連性は欠如していたし、とくにフランク王国が分国に分裂してしまってからは、新しい政治的な枠組みに適応する能力に欠けていた。

第三に、当時の「国家」に占める王家の位置についてである。フリートと同じように、ゲ

ツもまた、当然ながら、王家の重要性を認めてはいる。重要な統治行為は宮廷で行われたし、統治が宮廷から行われたのは事実である。しかし、ゲツによれば、王家がこの時代の重要な用語となったわけではない。王家 (*domus regis*) は、国王の家、家族を意味しただけであり、国家的な組織へと移行したわけではなかった<sup>36</sup>。

このように、両者の主張の間には大きな隔たりがある。本稿では、ここで取り上げた三点の検討を中心にカロリング期の「国家」の問題を考えてみたいが、この時代の史料にあらわれる *regnum* が真に内実を備えた政治共同体を意味したのか、それともフリートが力説するように、単に国王支配、もしくはその延長線上にあるものとして理解すべきなのかという問題の検討を先送りして、その前に二つの問題を取り上げたい。すなわち、当時の「国家」が「教会」と理解されることがあったのかどうかという問題と、カールの皇帝戴冠以降、それは「帝国」と呼ばれるようになったのかどうかという問題である。

まず、カロリング期の「国家」ははたして「教会」であったのか、という問題を論じたい。

## 2 「フランク帝国」は教会か？

結論からいえば、「教会」はフランクの政治共同体を指し示す用語とはならなかった。たしかに、ピピンに始まり、カール大帝、ルイ敬虔帝へと続くカロリング朝初期の君主たちは、キリスト教にもとづく「国づくり」を目指した。しかしながら、彼らの政治共同体は「教会」と認識されることはなかった。王権は、教会に対して強い影響力を行使していたが、「国家」が「教会」そのものであると理解されることはなかった。この事情は、すでに民族移動期のゲルマン諸国家においてはっきりと認められる。

ローマ帝国末期から形成されてきたゲルマン人諸国家においては、一般に宗教の問題は個人的な事柄であると理解されていたように思われる。このことは、フランク王国でも例外ではない。メロヴィング朝の基礎を築いたクローヴィスは、もともとキリスト教徒ではなかつたが、隣国ブルグント王国から娶った妃は、カトリック教徒であった<sup>37</sup>。また、ブルグントの王族には、カトリック教徒もいれば、アリウス派の信者もいた。こうした状況は、東ゴート王国も同様であった。クローヴィスがカトリックに改宗したとき、一群の彼の従士たちがともに改宗したことは、よく知られているが、だからといって、ただちにフランク王国の主要な有力者たちが全員改宗した状況は考えられないし、その証拠もない。少なくとも、カトリック改宗を強制したという史実はない。カトリックの組織化と発展も、そして、カトリックのライバルの諸宗教の衰退も、ゆっくりと進行したように思われる。かつて、ピーター・

ブラウンはポスト＝ローマ期の西方世界の教会を「隣接するが、独立する微少キリスト教世界（micro-Christendom）のパッチワーク」と評したが<sup>38</sup>、カトリック世界の形成の足取りはゆったりしたものであったし、カトリック教会の組織化に対する、初期の段階におけるゲルマン諸王権の影響力はあまり過大に評価すべきではないだろう。

もちろん、国王は、圧倒的な権力を背景に、教会に対する統制力を強化する傾向にあった<sup>39</sup>。国王の教会に対する影響力は次の二点で特に認められる。第一は、教会会議の開催に関する国王の強い指導力である。すでに、6世紀初頭に開催された教会会議において、このことは、はっきりと姿を現す<sup>40</sup>。当時まだ、ガリア南部を支配していた西ゴート王国では、アグド（Agde）で506年に国王の臨席のもと、教会会議が開催されたし、517年に、ブルグント王ジギスムントはジュネーヴ近郊で教会会議を開催した。また、511年に、フランク王国のクローヴィスは、オルレアンで教会会議を開催したが、その会議で、クローヴィスは、「祭司の心」（*mens sacerdotalis*）をもった者と表現されたほどである<sup>41</sup>。王国内の教会組織は、事実上、国王の統制下に置かれるようになった。たとえば、フランク王国は、分国制を採用し、メロヴィング期において、複数の分国が併存する場合も多かったが、首都大司教の主宰のもとに開催される教会会議は、もはやほとんどみられない<sup>42</sup>。第二に、国王は司教選出に関しても強い影響力を行使した<sup>43</sup>。司教選出をめぐって国王と司教たちのあいだで軋轢が生じることもあったが、国王は司教選出に対する影響力の行使をけっして断念しようとはしなかった。このように、王権と教会の間の緊密な関係は、西ゴート王国やフランク王国において、顕著に認められる<sup>44</sup>。

しかしながら、「教会」の概念は、「王国」の概念とは一致しなかった。「教会」は常に「王国」を越えた存在であり、いかに国王が国内の教会に対して強い影響力を及ぼしたとしても、それはいわば非公式の影響力の域を出ることはなく、制度上、国王が教会組織の中心にあるという事態にはいたらなかった。たとえば、その証拠に、概してメロヴィング朝時代の国王は、教義の問題に介入することはなかった<sup>45</sup>。なぜなら、宮廷は、そのような問題は教会が自分の責任において解決すべき問題であると考えていたからである。すなわち、「王国」と「教会」の密接なつながりにもかかわらず、両者はつねに別個の組織と考えられていたのである。このような理解が西方世界において一般的であったため、「王国」がそれ自体「教会」と呼ばれることは全くありえないことであった。

ところで、教会が普遍主義的な意味を根本的に含みつづけた理由のひとつにローマ教皇の首位権の問題があったことも、当然ながら、指摘しておかなければならない。5世紀のカルケドン公会議ではっきりと述べられているように、ローマは、アレクサンドリア、アンティオキア、イエルサレム、コンスタンティノープルと並んで総大司教の地位を認められていた<sup>46</sup>。だが、ローマはこれらの他の総大司教座と同等の地位に満足してはいなかった。ローマ教皇

は、キリストが聖ペトロに与えた権力と機能の継承者であるとする政治理論を発展させ、この理論を後ろ盾にして、全教会に対する首位権を主張していくことになる<sup>47</sup>。特に、教皇レオ1世（在位440－461）は、この教皇の政治理論を確立し、「キリストの代理人」として、首位権を主張した<sup>48</sup>。東ローマ皇帝やコンスタンティノープルの総大司教は、ローマは、かつての帝国の首都であったという理由で、ローマ教会の特権と特殊な地位を認めてはいたが、教皇の首位権を承認していたわけではなかった。しかし、一方、東ローマ皇帝の権力が直接及ばない西方世界においては、ローマ教皇の宗教的権威は広く承認されていた<sup>49</sup>。

さらに、教皇への忠誠心篤いアングロサクソン修道士ボニファティウスが、フランク王国に入り、布教活動を行い、8世紀のフランク教会に大きな影響を及ぼしたことから、ローマ教皇座の権威は、フランク王国においても、いっそう浸透することになった。メロヴィング朝からカロリング朝へというフランク王国の王朝交替が、ローマ教皇座の宗教的権威を借りて行われたのは、まさにこのことを端的に示している<sup>50</sup>。周知のごとく、ピピンはローマ式典礼のフランク王国への導入に熱心であった。また、婚姻問題に関するローマ教皇の判断を問い合わせていることからもわかるように、教会法に関する教皇座の権威を承認していた<sup>51</sup>。ピピンの時代においても、フランク王国は、つねに一つの「王国」*regnum*として理解されており、彼らの政治共同体が「教会」と表現されることはなかった。

この事情は、カール大帝の時代になっても変わらない。ローマはカール大帝の時代にフランク王国の領土に組み込まれたが<sup>52</sup>、ローマの宗教的権威はつねに承認されており、次第に明確な姿をとりつつあった西方キリスト教世界が、宗教の中心たるローマと、世俗の中心たるアーヘンの二つの中心をもっていたことは、一般に承認されていたことであった。ローマを支配下に置くようになっても、ローマを「首都」とすることはなく、アルプス以北に政治拠点を置いたままであったから、ビザンツ帝国における皇帝とコンスタンティノープル総大主教の関係と、フランク王国における国王とローマ教皇の関係は、大きく異なったままであった。カール大帝は、つねに「教会の保護者」の立場で、宗教問題に介入したにすぎない<sup>53</sup>。聖画像論争においても、あるいは、キリスト養子説論争においても、そうした立場は基本的には変わっていない。だから、「王国」が「教会」と呼ばれるることはなかった。カール大帝期の勅令も教会会議の会議録も、ともに、彼らの帰属する政治共同体を指し示す必要があるときには、つねに「王国」と呼んでいる。たとえば、カール大帝は、もっとも著名な勅令のひとつである『一般訓令』(*admonitio generalis*) の序文で、自分のことを「神の恵みとその慈しみとにより、フランク王国の国王で且つまた指導者であり、聖なる教会の敬虔な防衛者で且つまた微力な扶け手である朕カロルス」と呼んでいる<sup>54</sup>。ここではフランク王国が「教会」と呼びかえられている可能性がないわけではない。しかし、その少し後でカールが自分の政治共同体を表現している箇所があるが、そこでは、つねに「王国」*regnum*と呼ば

れている。肩書きの「教会」は明らかにフランク王国を指しているのではなく、一般的な広い意味で、すなわち、キリスト教徒の宗教共同体としての「教会」という意味で用いられている。802年の『一般勅令』でも同様である。この勅令の意図を述べた第1条においても、「王国」と「教会」という言葉が両方みられるが、「王国」が、フランク王国の領土という意味で用いられているのに対して、この場合の教会は個別の教会を指すにすぎない<sup>55</sup>。また、『王国年代記』などの歴史叙述においても、彼らの政治共同体が「教会」と表現されている事例を全く見い出すことはできない。

それでは、ルイ敬虔帝期以降はどうだろうか。ルイ敬虔帝の治世の前半期には、いわゆる帝国統一派の勢いが強く<sup>56</sup>、彼らの政治理念は『帝国計画令』に結実する。「帝国」の統一性がルイの死後も続くことが定められ、帝位を継承した長子ロータルの宗主権のもとに他の兄弟たちが服すものとされた。そして、この時期、「教会」の統一性と「帝国」の統一性を結びつけ、この統一性の維持を根本理念に据えようとするリヨンのアゴバルドゥスのような聖職者もあらわれた<sup>57</sup>。しかし、『帝国計画令』自体における表現においても、アゴバルドゥスのような統一推進派の表現においても、「帝国」と「教会」は別のものであった。『帝国計画令』の第18条では、「すべての者の救済と教会の安寧、そして帝国の統一のために」という表現がみられるが、この表現は明らかに「帝国」と「教会」は別の概念であったことを物語っている<sup>58</sup>。また、この頃書かれたアゴバルドゥスの書簡においても、「帝国」と「教会」を同一視しようという発想を認めることはできない。たとえば、この影響力をもった大司教は817年に、ルイ敬虔帝に有名な書簡を送り、「帝国」内の法の統一を強く進言しているが、その際、「教会」をキリストの神秘体と理解するパウロの言葉を引用しつつ、帝国の統一性を要求した<sup>59</sup>。しかし、そこでも、「教会」が「帝国」を指すことはないのである。

829年の有名なパリ教会会議の決議録ではどうだろうか。

この会議の「教会」概念については、フベルト・アントンの論文『カロリング期の教会会議の政治理念と兄弟共同体について』のなかに詳しい考察がある<sup>60</sup>。この論文では、まず、例のゲラシウスの両権力論も含めて、829年の教会会議で表明されている政治理念が詳細に論じられているが<sup>61</sup>、ここで注目されるのは、アントンがこの会議の決議録では、二種類の「教会」概念が用いられていると述べていることである。まず、第一の「教会」概念は、パウロに依拠した、「神秘的な身体としての教会」という、宗教的な教会概念である<sup>62</sup>。アウグスティヌス、ゲラシウス、フルゲンティウスの思想的影響下に、パリ教会会議では、この「教会の身体」*eccelesia corpus*は、二つの*eximiae personae*に分けられると述べられている<sup>63</sup>。だから、この場合の「教会」は、狭義の「教会」の領域と国王の領域を合わせ含むものである。第二の「教会」概念はもっと狭い意味である。この意味での「教会」は、制度としての教会、とくに、王国教会（Reichskirche）という意味で用いられている<sup>64</sup>。

重要なのは、「教会」のどちらの用法とも、フランク王国という具体的な政治共同体とは、一致していないことである。第一の用法では、「教会」は、具体的な政治共同体をも越え、全キリスト教信者を含む、理念的、宗教的な共同体であり、ゲラシウスの高名な書簡では、「世界」(*mundus*)と表現されていたものである<sup>65</sup>。いわゆる「国家」は、この高次の共同体の一部をなす。このような「教会」理解は、教会改革の推進者でルイ敬虔帝と鋭く対立したコルビー修道院長ヴァラの事績を記した、パスカシウス・ラドベルトゥスの叙述のなかにも明瞭に表現されている。パスカシウス・ラドベルトゥスによれば、ヴァラは828年冬にアーヘンで開かれた会議で、「キリストの教会」は *ordo disciplinae* と *status reipublice* という二つの *ordines* から成り立っていると述べたという<sup>66</sup>。ここで述べられている *ordo disciplinae* は狭義の教会に他ならない。この狭い意味での「教会」と「国家」を包含するのが、広義の「教会」であると解釈されよう<sup>67</sup>。もちろん、第二の用法の場合でも、「教会」は「国家」ではない。「教会」は、王権を頂点とする世俗の組織と並立する宗教組織を指すすぎない。このように、829年のパリ教会会議の史料でも、フランク王国が「教会」と理解されていたことを示す証拠は、見あたらないのである。

843年のクレーヌ協約でも、同じことを確かめることができる。この西フランク王国の国王シャルル2世禿頭王と聖俗諸侯のあいだで結ばれた重要な協約においても、「教会」は、キーワードの一つとして現れる<sup>68</sup>。ここで述べられている「教会」は、概して、「俗界」*seculum* の対概念である<sup>69</sup>。この協約の表現を用いれば、「教会」はカール大帝やルイ敬虔帝の時代には、平和を享受していたが、悪魔に唆されて生じた、父帝と王子たちのあいだの不和、そして、兄弟同士の不和により、危機に陥った。「教会」は、ここでは、宗教的な組織としての意味で用いられており、それゆえ、「教会」は、その少し後で、「王国」*regnum* と併置されて挙げられているのである<sup>70</sup>。こうした「教会」の用法に応じて、世俗の諸侯は *republicae solaciatores*、聖界諸侯は、*viri ecclesiastici* と表現されている<sup>71</sup>。また、第1条では、司教は、国王や世俗の諸侯 (*republicae administratores*) の助けを借りて職務を遂行すべきことが述べられている<sup>72</sup>。この協約についても、フランク王国またはその分国が「教会」と理解されていたとする解釈を裏付ける証拠を見出すことはできない。

ヴェルダン条約およびクレーヌ協約締結の翌年、すなわち、844年にディーデンホーフエン近郊のユッツで、東フランク王国だけでなく、三分国の司教たちを集めて開かれた大規模な教会会議の決議録でも、「教会」と「国家」は別の概念としてはっきりと現れる。この文書でも、「教会」は広い意味でも、狭い意味でも用いられているが、「教会」を「フランク王国」と同一視していたことを指し示すような表現は見当たらない<sup>73</sup>。851年にロータル<sup>74</sup>、ルートヴィヒ、シャルルの間で結ばれた条約文書の中でも、教会と王国は別の概念のままであったことが示されている。たとえば、その第6条では、「神の教会」(*Dei ecclesiae*)と

「王国の運営」(*statum regni*) は異なる概念として並んで書かれている<sup>75</sup>。

さらに、ランス大司教ヒンクマールが起草したとされる、859年のメップ教会会議の決議でも、明らかに、「王国」と「教会」は別の概念として用いられている。政治共同体を表す表現が *regnum* であるのに対して、*ecclesia* は、あくまでも宗教的な観点からの共同体を指し示しているのである<sup>76</sup>。特に、この文書では、分国がそれぞれ「王国」*regnum* と表現され、その分立状態が表現の上でも追認されているのに対して、「教会」は、政治的な分裂を乗り越えて存在する組織として理解されていることが注目される。

もちろん、分国の教会組織は、事実上、それぞれの王権と深い関係にあった<sup>77</sup>。また、司教たちは、諸侯として、それぞれの国王を支える立場にあった。王権は教会とフォーマルな形で、あるいはインフォーマルな形でつながり、それは王権を支える重要な基盤となった。「教会」が、事実上、それぞれの分国の教会組織を指す傾向があったことは否定できない。しかし、王権と教会の関係は単純ではない。国王は教会会議の決議を常に受け入れることはなかったし、王国内の司教たちが、王権側の意向をつねに承認したわけではなかった<sup>78</sup>。いかに王権が、この狭義の「教会」を手なずけようとしても、少なくとも法的には「教会」を支配する権限は認められていなかった。この狭義の教会における国王の立場は、インフォーマルな形で影響を行使できる、いわば顧問、もしくは名誉会長の地位を越えることはできなかつた。国王による教会に対する支配はひとつの体制にまで昇華していたという、オットー＝ザーリア朝時代に関するドイツ学界の通説に対する、ティモシー・ロイターの果敢な挑戦<sup>79</sup>が次第に評価されつつあるように思われる現在の学界動向を考えると、ましてやカロリング期に、王権が教会を支配する仕組みが確立していたということはできないであろう<sup>80</sup>。たしかに、王権はたえず教会に影響力を行使しようと試みた。だが、国王の立場は擁護者の立場を超えることはできなかつた。このように、国王を頂点として公認する王国の行政組織と、国王が影響力をもった顧問の位置を占めるにすぎない教会組織は別であった。なるほど、カロリング期の数々の勅令に容易に見出されるように、教会組織は王国の統治のための重要な組織であったし、勅令が繰り返し主題とする聖俗協調体制が機能しなければ、王国統治はたちどころに麻痺してしまったかもしれない<sup>81</sup>。しかし、教会聖職者は単なる国王の家臣ではなかつた。司教などの高位聖職者は、王国を支える有力なメンバーであるとともに、「教会」の有力なメンバーでもあった。それは、私たちの社会で、大臣が、ある教団の主要幹部となっているのと似てなくもない。もちろん、今の私たちの社会よりはるかに政治と宗教は親密な関係にあったが。

たしかに、カール大帝期やルイ敬虔帝の治世の前半期のように、神権政治的な色彩が色濃い時代もあれば、ルイ敬虔帝の治世の後半期やランス大司教ヒンクマールが指導的な地位にあった9世紀後半の西フランク王国のように、両権力論が声高に叫ばれた時代もあった。し

かし、いずれにしても、政治共同体が「教会」と呼ばれるることはなかった。その理由については、すでに述べた。「教会」という言葉は、ひとつの政治共同体を表すには、あまりに独自のニュアンスが染み込みすぎていた。「国家」は「教会」と不可分の関係にあったが、「国家」が「教会」と捉えられることはなかった。史料を見る限り、フランク王国が「教会」とみなされていたということはできない。「王国」と「教会」は次元の異なる概念であったのである。

### 3 「帝国」の問題

カール大帝の800年のクリスマスの皇帝戴冠式以降、フランク王国の政治理念のなかで、「帝国」*imperium* 概念が一定の役割を果たしたことは確かであるが、はたして「帝国」は、「王国」と並ぶ、あるいは、それに類する位置を占めるに至ったであろうか<sup>82</sup>。カール大帝の戴冠後、フランク王国は、「フランク帝国」と呼べる存在に変容したのであろうか。同時代の人々は、自分たちの政治共同体を「帝国」と解釈するようになったのであろうか。いくつかの重要な史料を取り出して、この問題を検討してみたい。

800年の皇帝戴冠後、確かにカールは皇帝と呼ばれるようになった。別稿で詳しく論じたが、カールは多くの文書で *Karolus serenissimus augustus (a) Deo coronatus magnus pacificus imperator Romanum gubernans imperium qui (et per) misericordiam Dei rex Francorum (et) Langobardorum* と自称するようになった<sup>83</sup>。また、「ローマ帝国の再興」(*renovatio Romani imperii*) という銘のある印璽も使用された<sup>84</sup>。さらには、カール大帝は死の一年前の813年にいまや唯一の嫡子となったルイをアーヘンで皇帝に戴冠し、共治皇帝とした<sup>85</sup>。こうして、カール大帝の存命中に、帝位が継承されることが明確となった。カールが「ローマ帝国」の支配者としての称号を得たことがフランク王国の政治に大きな影響を及ぼしたことは間違いない。また、813年にビザンツ皇帝ミカエル1世に送った書簡のなかで、カール大帝は、おそらくはビザンツに対する強烈な対抗意識のもとに、ビザンツとフランクを「東と西の帝国」<sup>86</sup>と呼んでいるが、このこともまた、カール皇帝戴冠後のフランク王国においては、自分たちの政治共同体が、「帝国」とも理解されるようになっていたことを示唆する。しかし、それで、フランク王国が「フランク帝国」、もしくは「ローマ帝国」と恒常に呼ばれるようになったわけではなかった。

たとえば、802年の『一般勅令』をとりあげたい。この比較的長文の勅令のなかではカールはつねに *imperator* とよばれている。ところが、フランク王国は相変わらず、*regnum* と表現されている。たとえば、その第2条で、カールは皇帝 (*imperator*) として、すべての臣民に誠実宣誓を要求しているが、すべての臣民は「王国 (*regnum*) 全土に住む者」と表

現されているのである<sup>87</sup>。他の箇所でも、フランク王国は相変わらず、*regnum* と表現されている<sup>88</sup>。フランク宫廷は、自分たちの政治共同体を「帝国」とみなすことに抵抗感をもつていたことが示唆される。

これに対して、806 年に出された、将来のフランク王国の青写真を示した有名な文書、『王国分割令』(*Divisio regnum*) では、フランク人の政治共同体を示す表現として「帝国」(*imperium*) も用いられている。冒頭のカールの肩書きの一部としての「ローマ帝国を支配する」という部分<sup>89</sup>を除いても、「帝国」という表現は、三箇所に登場する。ただし、三箇所とも、「帝国ないしは王国」という形で表記されており、単独で用いられてはいない<sup>90</sup>。また、いずれの場合も、全体王国 (*totum regni corpus*)<sup>91</sup> の意味に用いられていることは明確である。これに対して、分国はほとんど単に *regnum* と呼ばれている。すなわち、カールの死後の王国分割を定めた、この文書では、フランク王国全体と個々の分国を表現上も明確に分け、意味をわかりやすくするために、全体王国を表現するときに、「帝国」という表現も付加していることが考えられるのである。残念ながら、カール大帝期の勅令のなかで政治共同体を表す表現はきわめて少なく、満足のいく検討結果をえることができない。しかし、乏しい検討材料に基づいて結論づけるなら、「帝国」という表現も時には用いられたが、「王国」と呼ばれることがむしろ普通であったといってよいだろう。たしかに、フランク宫廷は、自分たちの政治共同体が「王国」であると同時に、「帝国」であると認識していたことは否定できない。『王国分割令』で、「帝国ないし王国」という表現がみられるのはその表れであろう。しかし、自分たちの「国家」は「王国」ではなく、「帝国」であると認識するにはいたらなかった。

それでは、次のルイ敬虔帝の時代はどうだろうか。

817 年の『帝国計画令』(『帝国整備令』*Ordinatio imperii*) に結実するように、「帝国」はフランク宫廷の政治世界において、ますます大きな位置を占めるようになった<sup>92</sup>。周知のように、この勅令で、ルイの死後、兄弟たちは長子ロータルの宗主権に服し、「帝国」の統一性が損なわれることがないことが明文化された<sup>93</sup>。この内容に呼応するように、個々の分国が *regnum* と呼ばれているのに対して<sup>94</sup>、王国全体は、一般に「帝国」と呼ばれている<sup>95</sup>。ただし、二箇所においては、全体王国が「王国」と呼ばれており、「帝国」が完全に「王国」を公式文書から駆逐してしまったわけではないことも注目される<sup>96</sup>。この勅令に関連して、リヨン大司教アゴバルドゥスがルイ敬虔帝に送った書簡が残されているが、そこでは、全体王国は、「一つの帝国」ではなく、はっきりと「一つの王国」と述べられている<sup>97</sup>。

カール大帝の『一般訓令』に比すべき、ルイ敬虔帝の綱領的文書、『王国のすべての身分への訓令』(825 年) では、「帝国」と「王国」の関係は逆転する。「帝国」という表現はわずか二箇所でみられるにすぎない<sup>98</sup>。それに対して、「王国」は 8 箇所に登場する<sup>99</sup>。興味深

いことに、この勅令の第 19 条のなかの「わが帝国を通じて」(per totum imperium nostrum) という表現が、これに続く第 20 条で、「わが王国を通じて」(per totum regnum nostrum) と言い換えられている<sup>100</sup>。このことは、明らかに、「帝国」と「王国」が互換可能な言葉であったことを示している。もちろん、他の勅令と同様、この勅令も、写本で伝承されているにすぎない。しかし、写字生が意図的にこの部分の表現を変える理由はないから、原文どおりだと考えてよいだろう。現在の私たちにとっていかに奇妙だと思われても、この時代の宮廷の人々にとっては、「帝国」と「王国」はほぼ同義語だった。そして、この勅令の例が示すように、ルイの時代にも、「帝国」は、「王国」を駆逐することはできなかった<sup>101</sup>。

ルイ敬虔帝の治世の後半に生じた父子戦争、兄弟戦争の時代を経て、フランク王国が分国に分かれ、父ルイから帝位を継承した長子ロータルの勢力範囲は、自分の分国のみに限定されるにおよび、当然ながら、フランク王国全体を「帝国」と表現する道は閉ざされてしまった。たしかに、ロータルは、自らの分国を勅令や証書のなかで、「帝国」と呼ぶこともあった<sup>102</sup>。しかし、ロータルの王国ですら、自国を「帝国」と呼ぶ慣行が定着したわけではなかった。もちろん、ごく短期間に、国王が帝位を獲得することができたにすぎない東フランク王国と西フランク王国では、「帝国」はもはや自分たちの政治共同体を表わす表現ではありえなかった。こうして、自分たちの政治共同体を「帝国」と呼ぶ端緒は 9 世紀のあいだに潰えてしまったのである。こうした試みが復活するのは、いうまでもなく、962 年のオットー大帝以降の東フランク＝ドイツ王国においてであった。

#### 4 政治共同体としての *regnum*

このように、9 世紀のフランク王国では、彼らの属する政治共同体が「教会」と呼ばれるることは一度もなかった。それに対して、カールの皇帝戴冠以降、この国は時として「帝国」と呼ばれる事はあった。しかし、それも定着するにはいたらなかった。要するに、カロリング期を通じて、人々の属する政治的な枠組みは、あいかわらず *regnum* と呼ばれ続けていたのである。

それでは、当時の人々は、*regnum* をどう理解していたのだろうか。フリートが主張したように、*regnum* は国王による支配の意味を超えることはなかったのであろうか。それとも、ゲツツが主張するように、*regnum* は政治共同体を意味したのだろうか。ここでは、ゲツツとは違うアプローチでこの問題を考えてみたい。

## (1) 王位継承問題にみる *regnum* の構造

*regnum* がはたして、単に国王支配の意味に集約されない政治共同体であったかどうかという問題を考えるために、まず、王位継承問題を通して、当時の「国家」の問題を考えてみたい。この時期の王位継承問題に関しては、実に多くの研究の蓄積があるが、それらの研究をもとに当時の王位継承のあり方を検討すると、*regnum* の姿が浮かび上がってくる。

古典的な研究が明らかにしたように、王位継承者の決定に際しては、王家内部のいわば私的な相続権は十分ではなかった<sup>103</sup>。この時代には、議会もなければ、多数決原理も確立していたわけではなく、次の国王が決定されるプロセスはきわめて曖昧であった。しかし、民意は王位継承を正当化するための少なくとも重要な根拠のひとつとされていた。このことは、当時の「国家」を考えるうえで、きわめて重要である。

すでに、751年の王朝交替に関する『統フレデガリウス年代記』の記述の中で、ピピンの即位が「全フランク人」(*omnes Franci*) の選挙 (*electio*) によって行われたことが述べられている<sup>104</sup>。『ピピン塗油記』にも同様の記述がある<sup>105</sup>。フランク人全員の賛意を得て、新しい王が決められたということは、必要なフィクションであると考えられていたのである。ヴァルター・シュレージンガーは、一般的に史料のこの種の表現を、貴族による臣従儀礼 (*Huldigung*) が即位式で行われたことを指していると考えているが<sup>106</sup>、たとえ、そうであったとしても、それは、この表現のもつ重要なポイントを見逃している。貴族が全フランク人を代表して新しい王を承認しているということが、決定的に重要である。そうでなければ、あらゆる史料において、「全人民」とか「全フランク人」という表現は必要ではなく、ただ単に「貴族」とか「有力者」という表現で十分だったはずである。しかし、当時の人々の理解では、貴族は全フランク人を代表して賛意を表したのであり、貴族だけが賛意を表せば十分だという発想ではなかったのである。

この点で、768年の王位継承に関する『メップ年代記』の叙述は、興味深い。ピピンにはカール（のちの大帝）とカールマンという二人の王子がおり、父の死後、国を二つに分けて統治することになったのだが、それについて、『メップ年代記』は、カールとカールマンはそれぞれの分国を中心地に、「それぞれの有力者とともに」(*cum proceribus suis et optimatibus*) 集まって会議を開き、「すべてのフランク人の合意のもとに」(*cum consilio omnium Francorum*)、カールはノワヨンで、カールマンはソワソンで、「聖職者に聖別とすべての有力なフランク人たちの選挙により」(*per consecrationem sacerdotum et electionem omnium optimatum Francorum*) 玉座についたと、述べている<sup>107</sup>。この叙述においては、会議や即位儀式という具体的な場面に関しては、「有力者」と表現されており、実際に選挙

に参加したのは限られた数の貴族であったことが率直に認められている。しかし、その一方で、年代記作者は、この王位継承がすべてのフランク人の同意にもとづくものであったことを指摘するのを忘れていないのである。もちろん、『メップ年代記』は806年頃に書かれた年代記であり、この事件に関して、同時代史料としての価値をもっているわけではない<sup>108</sup>。しかし、この史料から当時の人々の考え方を読みとろうとすることは、けっして不当ではないだろう<sup>109</sup>。

806年の『王国分割令』、817年の『帝国計画令』という二つの王位継承を定めた文書においても、「全人民」というフィクションは表現されている。まず、『王国分割令』であるが、これは、カール大帝が自分たちの王子たち、すなわち、同名のカール、ピピン、ルイの間でいかに自分の死後国を分割するかを定めたものである。その第5条に、「人民」(*populus*)は登場する。「これら三兄弟のうち誰かに王子が誕生し、「人民」(*populus*)がこの王子を選び、王位を継承させようと欲する場合には、この子の叔(伯)父たちがこれに同意し、兄弟の息子が、この子の父、すなわち、彼らの兄弟の分国を統治することを承認することを願う」<sup>110</sup>。大帝は三分国のその後の運命については、「人民」の意思に委ねるというわけである。『帝国計画令』では、序文において、長子ロータルが、ルイ本人とすべての人民の選択の結果、後継者として定められ、三日間にわたる大斎が挙行されたことが述べられている<sup>111</sup>。また、そのすぐ後で、ロータルが共治皇帝になったことも、全人民の願いによるものであったことにも触れられている<sup>112</sup>。

もちろん、人民による選出という要素は、史料上、つねに書かれるべきことであったわけではない。その後、9世紀の間に行われた王位継承に関して、人民による選挙という理念の存在は史料で具体的に跡づけることはできない。しかし、この理念がけっして消えたわけではなかったことは、877年の西フランク国王ルイ3世の王位継承から知ることができる。

877年に父シャルルが病に倒れ、ルイが結局王位を単独で継承することになった。しかし、彼には弟カルロマンがあり、当時の一般的な慣習にしたがえば、分割継承となるはずであった。『サンベルタン年代記』の記述にしたがえば、カルロマンは重い病に罹り、指導力を発揮できるような状況にはなかったとはいえ、ルイの単独継承が予め当然のこととみなされていたわけではなかった。それゆえ、ルイとその側近はシャルルが没したことを知ると、すぐ行動を開始し、支持者を集めるために、支持と引き換えに独断で様々な恩賞を与えようとしたのである。この試みは最終的には成功し、ルイは西フランク王国の単独統治者として即位する。しかし、ルイは即位後に司教たちに対して行った誓約のなかで、自分自身を「主であるわが神の慈悲と人民の選挙によって、王に即位した余ルイ」と述べているのである<sup>113</sup>。

すでにカロリング家が王位を失った10世紀の東フランク王国でも、人民が王位継承に関わるという理念は消滅しなかった。ヴィドゥキントは『ザクセン史』のなかで、911年、

919年、936年という三度にわたる王位継承に関して、すべてのフランク人とザクセン人による選挙が行われたと述べているのである<sup>114</sup>。この表現にはもちろん、ヴィドゥキント個人の政治理念が反映されている。しかし、こうした理念は、その後も存続したといってよいのではないだろうか。

次のテレンバッハの見解は——これはフリートが強く否定したことだが——正鶴を射ているといわざるをえない。「国王自身が王国とフランク人を代表する。国王は象徴であるとともに、人民の最高代表者である。国王と人民はひとつの統一体を形成する。そして、王国はこの両者を包括する全体組織である。だから、国王は人民とともに新しい国王を選んだのである」<sup>115</sup>。もし、フリートの主張のように、*regnum* を「王国」とか「国家」と訳すのが著しく困難であるとしたら、全人民（全フランク人）が新しい国王を選ぶというフィクションの存在をどのように説明することができるだろうか。*regnum* は、国王を頂点とし、一般の臣民を含んで構成される政治共同体であると、少なくとも当時の宮廷および宮廷に近い人々の間で理解されていたと考えて、はじめて、このことは説明がつくのである。

たとえば、シャルル禿頭王が869年に「ロタリンギア」の国王に選ばれた経緯を考えてみよう。ロータル1世の三人の王子の一人、ロータル2世が分割継承によって統治することとなった国は、結局、後継者が定められることなく、終焉を迎えることになった。シャルルはライバルであるルートヴィヒ・ドイツ人王に先駆けて、「ロタリンギア」に侵入し、戴冠式を行った。それに関する文書が伝えられているが、戴冠式で、シャルルが行った誓いの言葉のなかで、彼は「神によって私に与えられた *regnum*」という表現を用いている<sup>116</sup>。*regnum* は政治共同体を意味しなかったと理解することが可能だろうか。

もちろん、カロリング朝初期と後期で *regnum* の意味が全く同じであったと主張しよういうわけではない。確かに、カール大帝の頃までは H. ボイマンが「超人格的国家理念」と呼んだ共同体理念を史料から読み取ることはむずかしい<sup>117</sup>。ボイマンは、ヴィーポの『コンラート伝』の中の有名な言葉、「舵手が海に落ちても船が沈まないように、王が死んでも王国は残る」<sup>118</sup>を引用しつつ、「超人格的国家理念」の意味を説明しているが、こうした思想は、カール大帝期までは、おそらく全く認めることができない。「王国」は、国王個人の存在に著しく依存し、ある意味では、フリートのいう国王支配の延長線上にある政治的な枠組みであったといえないことはない。しかし、すでに述べたように、*regnum* は国王支配権の別名ではなかった。*regnum* は、貴族と一般の人々がともに国王と結びついて構成される共同体であった。カール大帝は、そのことをまさにすべての臣民に誠実宣誓を課すことで表現したのであった<sup>119</sup>。そして、貴族のみならず、一般の人々が国王選挙に参加するという理念を通して、その一体性は表現されたのである。

ルイ敬虔帝期になると、国王に必ずしも依存しない、抽象的な共同体としての「国家」観

念が次第に現れてくる。そのことを何よりも雄弁に物語るのが、長い間眠っていた *res publica* という語彙がこの時期以降の歴史叙述において、用いられるようになることである。ルイ敬虔帝の伝記を書いた、研究者が「天文学者」(Astronomus)と呼ぶ廷臣、AINHALT の『カール大帝伝』の序文を書いたヴァラフリート・ストラーボ、そして、統一的なフランク王国が分裂へと向かっていく時代を描いたニタルドゥス、コルビー修道院長ヴァラやアダルハルトの生涯をたどったパスカシウス・ラドベルトゥス。アルクインの次の世代の人々の文章のなかに、*res publica* という言葉は確実に根を下ろしている。このことは、ヴェーレンの研究に対するフリートの批判にもかかわらず、やはり注目すべき現象と考えなければならないだろう。*regnum* は、*res publica* とも表現できる性格を持つようになったといつてもよいだろう。しかし、だからといって、カール大帝期までは「国家」は存在しなかったということはできない。そうでなければ、国王選挙の思想があり、「すべてのフランク人」が国王選挙に関与するというフィクションが存在したことを適切に解釈することができないだろう。

## (2) 『王国のすべての身分への訓令』にあらわれる *regnum*

*regnum* が、国王および聖俗貴族、一般の臣民から構成される政治共同体であったことは、ルイ敬虔帝の『王国のすべての身分への訓令』(admonitio ad omnes regni ordines)<sup>120</sup> (825年) にもっともよく現れている。この勅令は、カール大帝の『一般訓令』(admonitio generalis) に類似する綱領的文書である。人々がそれぞれの役割に応じて義務を果たすことを求めた文書であり、多くの勅令とはスタイルも内容も異なっている<sup>121</sup>。テオドール・マイヤーがこの勅令を一種の「国家基本法」<sup>122</sup>と呼んでいるが、この勅令からは、他の史料では、なかなか得にくい、当時の「国家」理念を垣間見ることができる。この勅令は、全部で26章からなっているが、そのうち、第3条までが総論で、第4条から第13条までが個々の身分に対する訓戒である。第4条から第6条までは聖職者に対する訓戒、第7条から第9条までが俗人に対する訓戒、第10条から第13条まではその双方にわたる訓戒である。第14条以下は、個々の身分に対する訓戒ではなく、むしろ、一般的に施政方針を述べた条項が続く。

まず、この勅令の冒頭で、ルイ敬虔帝は、先王たちが「聖なる神の教会の名誉」(honor sanctae Dei ecclesiae) と「*regnum* の status」が守られるように努力し、そしてルイ自身もその範例にしたがって行動し、すでに多くのことが是正されたのだと述べている。少しわかりづらいが、ここで述べられている教会の「名誉」とは、教会に従来求められてきた様々な権利や財産の総体を指すものといってよいだろう。これに対して、「*regnum* の status」

とは、「王国の安定」ないしは「王国の繁栄」と訳すことが可能かもしれない<sup>123</sup>。この文言に自分の統治に関するルイの自負を読み取ることができよう。それでは、「聖なる教会の名誉」と「王国の統治」(*regni cura*)のために重要なことは何か。続く第2条でこの点が述べられている。「余および王子たち、そして<仲間たち>(*socii*)」が、守るべきこととして次の点をあげる。すなわち、神の教会とその人々を擁護し、称揚し、その名誉を守ること、そして、すべての者たちの間で「平和と正義」(*pax et iustitia*)が維持されることである。

さて、その義務を果たすためには、どうすればよいのか。第3条で、国王である自分が、この義務(*ministerium*)を果たすための最高指導者(*summa*)であることを認める<sup>124</sup>。しかし、各人がそれぞれ与えられた立場で責務を果たさなければならない。国王はあなたたちの訓戒者(*admonitor*)であり、あなたたちは私の「援助者(*adiutores*)」である。このように述べて、人々がそれぞれの身分に応じて義務を果たすことを強く求めている。

そして、第4条以下の部分で、聖職者(司教、司祭、教会学校の生徒)、俗人(伯、伯の配下の者(*fideles*)、一般的の俗人)の順番で、聖俗の者たちが、それぞれの階層秩序のもとで果たすべき応分の義務が具体的に述べられている<sup>125</sup>。

ここで明らかにされているのは、国王を頂点とし、聖俗の人々が支えあう政治共同体の姿である。このように、この注目すべき文書では、国王と人民がひとつの政治共同体を構成し、そのなかで、国王は指導者の立場にあることが示されている。国王の支配下にあるすべての人民は、この政治共同体のなかで、それぞれの義務を果たしていく。フリートの解釈を裏付ける証拠はどこにも、存在しない。

第15条と第18条では *regnum* の不名誉が問題となっているが、この二つの条項の内容も、*regnum* が政治共同体であると意識されていたことを強く示唆するものである。まず、第15条では、*regnum* の不名誉(*inhonoratio*)や公益に反すること(*commune damnum*)が生じたときには、われわれに直ちに報告し、正さなければならない、そして、すべての人民の平和と正義(*pax et iustitia*)、*regnum* の名誉(*honor*)と公益(*communis utilitas*)に関わることで見逃されてきたことはすべて是正されなくてはならないと述べている。この条項が、総論の第2条の内容を別の形で言い換えたものに他ならないことは明らかである。第18条の内容も、これに近い。ただし、ここでは、真相の究明に当たる国王巡察使をつねに受け入れ、その活動を妨げないことがすべての者に求められている。注目すべきことに、そのさほど長くない文章の中で、守られるべきこととして、国王(*rex*)と *regnum* の「名誉」(*honor*)が多様な形で表現されている。その部分をそのまま抜き出して列挙すれば次の通りである。1.*Honores nostros*, 2.*Honorem noster et regni nobis, commissi*, 3.*nec nostrum nec regni nostri honorem*, 4.*nec propter nostrum et totius regni honorem* である。この四箇所のうち、三箇所で「国王の名誉」と「*regnum* の名誉」が並置されていることを

指摘しておきたい。*regnum* は、国王 *rex* を頂点とする組織であった。しかし、これらの表現が示すように、*regnum* は国王権力には収斂されない構造体である。だからこそ、こうした表現が用いられているのである。*regnum* に「王国」や「国家」という訳語を充てて不都合が生じる箇所は一つもないといってよい。

### (3) クレーヌ協約にみる *regnum*

さて、9世紀の *regnum* の共同体としての性格を考えてるために、もうひとつの勅令をとりあげてみたい。843年のクレーヌ協約である。この重要な文書については、すでに多くのことが述べられてきた<sup>126</sup>。クラッセンは、この文書を西フランク王国の創建文書とみなすことができると書いているが、たしかにヴェルダン条約が締結されたのと同じ年に国内の有力者たちが集まって結ばれたこの協約は、兄弟戦争によるやく一区切りがついた時期の重要な文書である。この協約に類する文書は、これ以前に書かれていないだけでなく、同時期の他の分国にも存在しない。その意味で、この文書をもって、カロリング期一般の国家構造を明らかにすることは無理であるし、本稿でこの文書を取り上げる意図もそこにはない。この文書を取り上げるのは、あくまでも、9世紀の「国家」のひとつのあり方を示すためのものにすぎない。しかし、前節で取り上げた『王国のすべての身分への訓令』で示された国家像をさらにひとつの方に向に推し進めた場合の結果として、この協約を解釈することができるだろう。

クレーヌ協約が画期的であるといわれるのは、この協約が聖俗諸侯と国王の間で結ばれた、マグナ・カルタを想起させる文書であったことである。次節で検討するように、たしかに以前から様々な重要事項の決定にあたって、国王は諸侯の同意をもとめてきた。しかし、*regnum* 自体が、聖界諸侯、俗界諸侯、そして国王から構成される国家機構に委ねられていることを「契約」*convenientia* という形で確かめるという文書が書かれたことはなかった。その意味ではやはり画期的な文書である。

クラッセンによれば、現在伝承されている文書は、クレーヌで結ばれた協約の後半部分のみである。というのは、序文の中で、聖俗の諸侯たちが集まって協約を結んだことが指摘されているからである<sup>127</sup>。しかし、その協約文書自体は伝承されていない。序文によれば、キリスト教世界を激しく動搖させた兄弟間の戦争が、ようやく終結し、ヴェルダン条約が結ばれた。しかし、王国内にはなお亀裂が残ったままである。そこで、この亀裂を修復するために国王と聖俗の諸侯が集まった<sup>128</sup>。そして、教会を擁護し、互いに誓いを守り、国王の権力(*regia potestas*)を支え、維持するために「平和と眞の友好」(*pacis concordia et vera amicitia*)のための協約が結ばれた。それは、「神の慈悲」がもっと堅固に働き、国王と王

国 (*regnum*) の安定と安寧 (*stabilitas et utilitas*) をもつとうまく実現することができ、自分たちと人民全体の成功と平穏がいっそう妨げられることなく実現するようとする」ためのものであった<sup>129</sup>。この比較的長い序文に續いて、具体的に六つの条項が宗教的な色彩を帶びた言葉で述べられている。

この協約で興味深い点を二点指摘しておきたい。

まず第一の点は、ジャネット・ネルソンが指摘するように<sup>130</sup>、俗人貴族の「名誉」がこの文書においてはじめて述べられていることである。『王国のすべての身分への訓令』でも、すでに教会の「名誉」と国王の「名誉」という表現がある。ところが、俗人の「名誉」という表現はない。ルイ敬虔帝の勅令が出された時代は、聖職者の政治思想が過度にまで浸透した時代である。俗人貴族は、聖職者が強い影響力をもった当時の政治思想においては、考慮される余地がなかった。ところが、この西フランク王国の協約では、事情が異なる。俗人諸侯もまた、全体の国家プランの中に位置づけられている。国王と教会の「名誉」だけではなく、俗人諸侯の「名誉」もまた守るべきものとされるようになったのである。そして、第3条において、シャルルは、彼らに認められた「名誉」を理由なく奪うことはしないということを確約している<sup>131</sup>。シャルルは俗人貴族に与えた「名誉」を恣意的に扱わないと述べ、彼らの権利を保証する。ここで言われている「名誉」とは、具体的には、称号や領地を意味するだろう。こうして、おそらく、はじめて俗人貴族の諸権利が王権によって文書の形で承認されたわけである。俗人貴族がひとつの集団として認知されるとともに、政治理念上も、聖職者とともに *regnum* を支える集団として明文化されたことは、大きな変化であるといわなければならない。

第二は、この *regnum* の存立基盤の正当性の根拠が、三者の協約に求められていることである。*regnum* が存続しえるのは、このような協約によって、三者が一致団結することに合意したからである。この合意が破れてしまえば、たちどころに *regnum* は崩壊してしまう。この協約の脆さは、この協約の十数年後に起きた出来事によって、明らかになる。858年には、西フランク王国の一部貴族の招請に応じて、ルートヴィヒ・ドイツ人王が西フランクに侵入してくるのである。協約はあくまでも利害関係で結ばれた契約でしかないことが露呈される<sup>132</sup>。あとで述べるように、この時代の *regnum* はあくまでも、そのつどの政治共同体でしかなかった。そのことをはっきりさせたのが、この文書だといえるだろう。

すでに述べたように、同種の文書は、他の同時代の別の分国には見当たらず、西フランク王国の状況を他の分国にも単純にあてはめるわけにはいかない。しかし、クレーヌ協約では、*regnum* が単に国王支配の延長線上に捉えられるものではないことを雄弁に示していることは重要である。この協約では、この時代のフランク王国において、国王は *regnum* の政治組織の一部でしかないことがはっきりと示されている。たしかに、国王は政治の中心であり、

大きな力を持っていた。だが、その力は、聖俗諸侯の「助言と援助」(*consilium et auxilium*)に支えられていた<sup>133</sup>。国王は諸侯に「名誉」を与える。それに対して、諸侯は「助言と援助」を与えるのである。このように、双方がそれぞれの義務を果たすことではじめて「国家」が成立することが、この協約には示されている。

この協約は、9世紀の様々な「国家」のひとつの類型をはっきりと示したものである。分国としての*regnum*は脆い共同体である。この共同体には、エスニックな連帯意識が根づいているわけではなく、共同体は長期にわたって固定された国境ももっていない。現在の*regnum*は、再び、全体王国のなかに統合されるかもしれないし、あるいは、そのまま存続するかもしれない。また、もし現在の国王に複数の王子がいれば、*regnum*が次の世代にさらに分裂することも容易に考えられた。こうした脆さが、こうした政治体制を生み出したといえるかもしれない。

#### (4) 政治共同体の表現としての王国会議と勅令

政治共同体としての*regnum*の意思決定機関が王国会議であった。王国会議については、ランス大司教ヒンクマールが『宮廷について』(*de ordine palatii*)<sup>134</sup>のなかで詳しく叙述している。

『宮廷について』というのは後世の学者によって一般に呼ばれるようになったタイトルである。当時通用してタイトルは、『ランス大司教ヒンクマールが諸司教およびカルロマン王に対して章に分けて書いた訓戒』(*admonitio Hincmari Remorum archiepiscopi ad epis- pos et ad regem Karolomannum per capitula*)であった<sup>135</sup>。その名が示すとおり、これは、カロリング後期を代表する教会政治家であるランス大司教ヒンクマールが、若き王カルロマンに訓戒を与えるために、882年に書いた小さな書物である。カルロマンは、兄ルイ3世が882年の8月に没してから、西フランク王国の単独統治者となっていた。ヒンクマールは、この年の12月には亡くなっている、結果的に、これは彼の政治的遺書となった<sup>136</sup>。ヒンクマールは「教会および王国の名誉と平和を再興する」ために、若き王に読んでもらうために、この書物を書いたと自ら書き記している<sup>137</sup>。ヒンクマールは、この小論を書くにあたって、カール大帝の従兄弟であり、カール大帝の王子ピピンの側近でもあったコルビー修道院長アダルハルトが著した論考を大いに参考した<sup>138</sup>。このアダルハルトが著した書物は、現在失われており、ヒンクマールがどの程度、アダルハルトの書物から引用しているのかは定かではないが<sup>139</sup>、あとで触れるように、この書物は、基本的には彼の政治思想の表明であり、その内容は必ずしも現実に対応したものではない<sup>140</sup>。

このように、この小論で書かれている記述をそのまま当時の現実とみなすことは正しくな

いし、ここには強烈な個性の持ち主であったヒンクマールの願いや考えが込められているわけであるから、ここから、当時の人々の考えを読み取ることは原理的に問題がある。しかし、その一方で、ヒンクマールもカロリング期に生きた一人の人間であり、その時代から免れることはできないことを考えれば、彼の言葉遣いや文章のなかに、この時代の宮廷人の共通の感覚の一端を見出そうとすることは不当ではないだろう<sup>141</sup>。

ヒンクマールによれば、アダルハルトは宮廷の機能を二つに分けていた。第3章の最後で、彼は次のように述べている。「私はアダルハルトの宮廷についての書物をかつて読んで、写した。王国統治の全体 (*totius regni status*) は二つの部分に分けられており、そこには常に、また、至るところに全能なる神の判断が働いていることが、この本の中で特に書かれていた」<sup>142</sup>。ヒンクマールは、次の第4章から、アダルハルトの書物を参考にして王国統治の仕組みを具体的に述べていくが、その冒頭でも、次のように述べる。「彼によれば、まず第一の領域は、たえず入念に国王の宮廷が運営され、秩序づけられていた部分である。しかし、第二の領域は、王国統治の全体 (*totius regni status*) がそのつどの性質により、非常に慎重に維持されていた部分である」。この分け方は、ヒンクマールにとっても納得のいく自然なものであった。彼も、この分け方にしたがって宮廷構造を述べている。第4章と第5章は、宮廷の問題を扱い、第6章と第7章は、王国統治全般の問題を扱っている。そして、王国統治全体の問題のなかで、大きな位置を占めていたのが王国会議であった。

ヒンクマールによれば、かつては一年に二度、大規模な会議が開催される習慣があった。このうち、一回の会議では、一年間で決定しておくべき統治の事項が話し合われた<sup>143</sup>。一度決定されたことは、全王国に関わる緊急事態が発生しない限り、変更できなかった。この会議には、聖俗の有力者全員 (*generalitas universorum maiorum, tam clericorum quam laicorum*) が召集された。このうち、上位の者たちは (*seniores*) は協議に関わり、下位の者たちは (*minores*) は、上位の者たちの提案を受けとり、同様に協議し、確認した。

もうひとつの会議は、一部の助言者たち (*consiliarii*) によるもので、この会議では、すでに翌年の問題が話し合われた<sup>144</sup>。たとえば、ある地域の辺境伯が一定期間外敵と和平を結んでいた場合、和平協定の期限が切れた後の外交問題が扱われた。*seniores*たちの長時間にわたる協議によって、およその方針が固まった場合でも、次の大規模な王国会議 (*generale placitum*) まで、何事も話されなかつたかのように、その原案は極秘にされた。

ところで、こうした大規模な会議は、気候のよいときには野外で開かれることもあった。また、それ以外の場合には、屋内で部屋に分かれて開催されたが、身分の上の者だけが参加を許された。司教、修道院長などの聖職者は、一室に集まって協議し、また、伯などの俗人貴族たちは、別の部屋で協議した。また、双方から選ばれた人々が、さらに協議する場合もあった<sup>145</sup>。そして、これらの会議の結果は、勅令として公布された<sup>146</sup>。こうした会議が、国

王が普段は遠い地域にあって統治を任せている諸侯たちなどと親睦を深める機会でもあったことも、ヒンクマールは忘れずに指摘している。

ヒンクマールが描く王国会議のあり方は、もちろん、実際のものとは異なる。というより、細部に関しては、概ねアダルハルトの記述にしたがっているようであり、そのため、9世紀後半の実情に、すべてあてはまるわけではない<sup>147</sup>。しかし、次の『サンベルタン年代記』の叙述を読めば、これがだいたい当時の王国会議のあり方であったといってよいように思われる。「シャルルは6月1日にピトルと呼ばれる場所で王国会議を開催した。ここで国王は、「年毎の献上品」(annua dona)<sup>148</sup>だけではなく、ブルターニュ大公サロモが慣例にしたがって贈ってきた貢物、銀50ポンドも受け取った。そして、ヴァイキングがセーヌ河をさかのぼることができないように、セーヌ河に要塞を築くように命じた。それから、先王たちの模範と助言者たち(fideles)の助言にしたがい、37条からなる勅令を定め、王国全土で勅令を遵守することを命じた」<sup>149</sup>。このように、王国会議が毎年開催され、重要な事項が決定されたのである。ヒンクマールは、*regnum*の最高の意思決定機関は王国会議であると理解していた。そこには、聖俗の *maiores, proceres* が集まつた。そして、国王は、審議の結果、合意が得られた事項を将来守るべきこととして、勅令として公布した。王国会議は、9世紀においては、明らかに国制上重要な制度として機能していた<sup>150</sup>。

ピピンやカール大帝時代には、ほとんど毎年のように、このような大規模な会議（史料では *synodus, conventus, generalis conventus, generalis populi sui conventus, placitum* などと呼ばれている）が開催されていたことが確かめられている。この時期には、軍隊の召集と関連づけて開催されることが多かったが、カール大帝の晩年には、軍隊の召集とは切り離されて、アーヘンで開催されることもあった<sup>151</sup>。ルイ敬虔帝期にも、王国（帝国）会議が開催され、重要な国制上の役割を演じていたこともよく知られている<sup>152</sup>。また、シャルル禿頭王時代の西フランク王国に関するジャネット・ネルソンの研究も、王国会議が機能し、統治方針に関する聖俗の貴族の同意が必要とされていたことを示している<sup>153</sup>。ネルソンによれば、シャルルの治世の末期には、史料上も一年に二度、このような王国会議が開催されており、ヒンクマールの『宮廷について』における王国会議の叙述は、こうした現実を背景にしたものである<sup>154</sup>。ルートヴィヒ・ドイツ人王の治世の東フランク王国では、西フランク王国ほど、王国会議は多く開催されていない。ハルトマンの推定によれば、ルートヴィヒ・ドイツ人王の36年間の治世で、45回の開催が史料上確認できる<sup>155</sup>。しかし、それでも平均すれば、年一回以上開催されており、この王国会議が無意味なものではなかったことを推定させる。メロヴィング期のフランク王国、ランゴバルト王国、西ゴート王国の王国会議を検討したバーンウェルは、定例の会議であれ、臨時の会議であれ、王国会議は王国をひとつにするための有力な要素であったと述べているが、それは9世紀のフランク王国にも、そのまま、該当

するといってよいだろう<sup>156</sup>。

こうした会議で、国の方針が定められ、その決定が勅令として王国全土に伝達された<sup>157</sup>。ディーター・ヘーガーマンは勅令の公布にあたって貴族の同意が必要であったことを強調しているが、これは勅令発布にいたるまでにこのようなプロセスがあったことを認識してはじめてよく理解できる<sup>158</sup>。貴族の同意が法的に必ず必要なものであったのかどうかは、史料上の制約もあり、たしかに議論があるところである<sup>159</sup>。しかし、有力者たちの同意はいくつかの勅令の中ではっきりと述べられている<sup>160</sup>。国王と廷臣だけではなく、地方から集まった司教などの高位聖職者や伯などの称号をもつ官職保持者が、勅令の内容を最終的に確定する過程に大きく関わったことは明確である<sup>161</sup>。

こうしたプロセスは864年のシャルル禿頭王のピトル勅令にはっきり認めることができる。シャルルは、この勅令の冒頭で、この勅令が「わが家臣たちの同意と協議により」(*cum fidelium nostrorum consensus atque consilio constituimus*) 定められたことを指摘したうえで、「すべての者が逆らうことなく、わが王国全土を通じて遵守されるべきことを命ずる」と述べている<sup>162</sup>。国王が聖俗の代表者とともに定めた法は、*regnum* 全土に及んだ。王の命令に違反すれば、当然、処罰を受けることになった。*regnum* は法的共同体でもあったのである。

このように、フリートの批判にもかかわらず、*regnum* は明らかに政治共同体としての性格を有していた。フランク王国全体もしくは分国としての *regnum* は、国王支配の別名ではなかった。たしかに、国王は *regnum* の中心であり、国王に権限は集中していた。しかしながら、王国の人民とともに、ひとつの政治共同体を構成しているという理念は、明瞭に意識されていた。フリッツ・ケルンがとくに明らかにしたように、当時、キリスト教的職務思想が浸透しており、国王は神から人民の統治を委ねられ、人民の「平和と正義」を守るのが国王の任務 (*ministerium*) であると考えていた<sup>163</sup>。国王と人民のつながりは明白であった。人民は、単なる被支配者ではない。彼らは *regnum* と当時呼ばれた政治共同体の構成員と理解されていた。もちろん、人民はフィクションとして、史料に現れるにすぎない。実際に、政治的な意思決定に携わったのは、聖俗諸侯である。ヴェルナー・アッフェルトが明らかにように、ピピンの時代にも、重大な政治的な決断には、諸侯の同意は不可欠であった<sup>164</sup>。聖俗の諸侯は、国王を頂点とする国家機構の一翼をなし、政治的・法的な意思決定を行った。

## (5) *regnum* ——そのつどの共同体——

このように、*regnum* は政治共同体としての内実を備えた概念である。国王と廷臣だけで

なく、「人民」の代表というフィクションのもとに王国会議に参加した聖俗の貴族たちが *regnum* の基本方針の決定に大きな役割を演じた。だが、にもかかわらず、*regnum* は安定した枠組みではなかったし、*regnum* 内の貴族たちの共属意識は、さほど強固なものではなかった。

*regnum* は、「そのつど」の政治共同体であった。「そのつど」というのは、この政治共同体の持続性は本質的な要素ではなかったということである。そもそも、分国制が染み付いていたフランク王国においては、王国は領土のうえでも、組織のうえでも可変的なものであった。分割継承の慣行は、カロリング朝になっても受け継がれた。長い間、フランク王国では分国の誕生と消滅が繰り返され、それぞれの分国が自立的な「国家」へと成長することはなかった<sup>165</sup>。メロヴィング朝後期のネウストリア、ブルグント、アウストラシアの三分国体制が存続すれば、そうなったかもしれない。しかし、この体制も持続しなかった。806年『王国分割令』が明確に示すように、分国は *pars (portio) regni* であるとともに、*regnum* そのものでもあった。先王の死とともに、新たな国が産声を上げることは当然のこととされていた。このような政治制度のなかに生きていた人々にとって、政治共同体としての *regnum* は「そのつど」のものでしかなく、常に暫定的なものであった。*regnum* はつねに雑多な要素を内包しており、共通の言語や共通の伝統、あるいは共通のイデオロギーが前提となるものではなかった。その意味で、つねにそれぞれの *regnum* は〈諸般の事情〉から生じたものであり、どのような *regnum* が形成されるのかは、そのつどの宮廷の判断や力関係、あるいはまた、戦争の結果でしかなかった。

たとえば、768年のピピンの死に際して、フランク王国は、カール（大帝）とカールマンによって分割継承されることになったが、どの地域がどちらの国王の支配下に入るかは、そのときの話し合いの結果で決められたとしか言いようがない<sup>166</sup>。カールの支配に服するようになった地域に、もともと共通する要素があったわけでないし、カールマンの支配領域に関しても同様である。偶然の結果、ひとつの *regnum* に帰属するようになった聖俗の人々は、それぞれの国を支えるべく、一方、国王は、神によって与えられた職務を果たし、人々の「平和と正義」を守るように努力することが求められた。このような *regnum* のあり方はたしかに近代的な国家のあり方とは大きく異なるかもしれない。しかし、にもかかわらず、それは、当時の「国家」のあり方を投影していた。

おそらく、この *regnum* の可変性こそが、なぜ国王の理想像に関する論議があったのに、*regnum* のあるべき姿に関する論議が当時行われなかったのかというフリートの疑問に対する答えになるだろう。

*regnum* は、国王の存在に大きく依存していた。そもそも、王位継承者がいなければ、その国は共同体であることを止めるのである。そのことは、後継者を指名することができずに

消滅したロータル2世の「ロタリングニア」がよく示している。国王という中心があってはじめて、その国は存続しうるのであって、国王がいなければ、その政治共同体は存在することを止め、別の政治共同体へと移行するのである。その意味では、たしかに国王の存在こそが *regnum* の前提であった<sup>167</sup>。*regnum* という政治共同体がすでに存在しているから、国王が必要だという理屈は、この時代には、少なくとも、一般的ではなかった。だからこそ、この時代の政治思想のなかに、*regnum*, *res publica* をどう捉えるのかという議論は発展することがなかったのである。この時代の政治思想の発信者であった聖職者たちが、*regnum* そのものよりも、国王自身のあり方に関心を寄せ、いわゆる「君主鑑」を叙述した理由は、その点に求められよう。聖職者たちにとってもっとも重要だったのは、当然、教会とキリスト教にもとづく社会のあり方であった。国王の職務に関する彼らの問題関心は、そのような彼らの関心に導かれていた。だから、「王国」自体は副次的なテーマでしかなかったのだ。それが「国家論」がまとまった形で書かれなかった理由ではないだろうか<sup>168</sup>。

ジャネット・ネルソンは、次のように述べている。「カロリング期の政治思想には限界があり、優柔不断、一貫性の無さ、表現の乏しさが認められることは、明確である。しかし、9世紀に国家思想、公的職務に関する思想を否定することは、ガラクタといっしょに大事なものも捨ててしまうようなものだ。政治思想は理論においてだけでなく、同時代人の、そのつどの政治問題に対する応答、理念と現実の間の乖離に気づいたときの応答において、具体化されているのである」<sup>169</sup>。たしかに、この時代に国家論はそれほど発展しなかった。しかし、それは「国家」が存在しなかったからではない。聖職者たちにとって、重要なのはまず「教会」のあり方であり、その角度から「国家」は彼らの視野の中に入ったにすぎなかったからである。

## 5 宮廷と王国統治

さて、最後に宮廷の問題を取り上げたいと思う。今まで明らかにしてきたように、政治共同体の存在が当時の人々によってはっきりと認識されていたとしたら、王家や宮廷はその共同体の中で、いかなる位置を占めていたのであろうか。王家や宮廷の存在は、勅令や教会会議の決議録には、あまり姿を現さない。しかし、もちろん、その存在はけっして小さいものではない<sup>170</sup>。この節では、今までの議論の結論を確認しつつ、*regnum* における宮廷と王室に関わる若干の論点を検討してみたい。

ヒンクマールは、先に取り上げた『宮廷について』のなかで、宮廷礼拝室付司祭長や納戸役などの廷臣が、王国会議にも深く関わっていたことを伝えている。また、勅令などの公式文書を作成するのは、宮廷の書記局の仕事であったことも記している。アダルハルトになら

って、ヒンクマールは確かに、宮廷内部と王国全体の運営全体に分けて、宮廷の人々の仕事を論じているが、それは個々の廷臣の仕事が二つの領域にまたがっていなかつたことを意味しない。むしろ、廷臣は、二つの領域の仕事をおこなっていたといつてよい。家産制国家のつねとして宮廷は国王の「家」であるとともに、「王国」行政の中心でもあった。もっともわかりやすい例は、宮廷礼拝堂付司祭長であろう。

ヒンクマールによれば、彼がアポクリシアル<sup>171</sup>と呼ぶ宮廷礼拝堂付司祭長の主な任務は教会の生活と秩序の全般に及び、司教座聖堂参事会員と修道士の争いや、教会に関わることで宮廷に伝えられたすべてのことを管掌した。国王の決断が必要なこと以外は、彼がすべてを処理した。宮廷の礼拝に関することも彼の仕事であった<sup>172</sup>。その一方で、彼は宮廷財政を担当する納戸役とともに、国王の「助言者」(*consiliarii*)<sup>173</sup>として、政策決定に関わったと述べている<sup>174</sup>。このように、宮廷礼拝堂付司祭長の仕事は、宮廷と王国の双方にまたがっており、そのことはとりもなおさず、王国政治全体における宮廷の比重の大きさを示している。実際には、ヒンクマールが活躍した西フランク王国では、860年のヒルドゥインの死後、もはや宮廷礼拝堂付司祭長は任命されることがなく、860年以降の西フランク王国には該当しない<sup>175</sup>。だが、宮廷礼拝堂付司祭長に関するヒンクマールの叙述は、宮廷の政治的重要性を知るには十分である。

もちろん、俗人の廷臣も王国全体の問題にも関与した。宮中伯(*comes palatii*)、納戸役(*camerarius*)、内膳役(*senescalius*)、献酌役(*buticularius*)、厩役(*comes stabulus*)などの役職にある廷臣には、『宮廷について』の中で描かれているように、宮廷内でそれぞれ固有の仕事があった。これらの宮廷官職のうち、宮中伯の職務がもっともよく知られている。宮中伯の主な仕事は、ヒンクマールが述べているように、国王裁判の遂行であった<sup>176</sup>。また、納戸役は王妃とともに、宮廷の運営の責任を担い、宮廷財政を統括した。内膳役は、主に宮廷の食事の責任者であったが、宮廷の移動に伴う準備の責任も担っていたようだ<sup>177</sup>。献酌役は宮廷の飲み物を担当した。厩役は宮廷の厩舎の管理だけではなく、運搬などの仕事を担った。このように、それぞれの官職は単なる名誉称号であったわけではなく、宮廷官職者には実際に担うべき仕事が宮廷にあった<sup>178</sup>。しかしながら、これらの廷臣たちは、国王の側近として、王国全体の様々な任務も果たしていた。たとえば、782年にスラヴ人が東部の国境を越えてフランク王国の侵入し、掠奪を繰り返しているという報に接したとき、カールはすぐに自分の廷臣(*ministri*)のなかから、納戸役のアダルギス、厩役のゲイロ、宮中伯のヴォラートに制圧を命じたと、『いわゆるAINHALT年代記』に記されている<sup>179</sup>。また、AINHALTは、内膳役のエッギハルトと宮中伯のアンセルムスが、ロンスヴォーの戦いで命を落としたことを伝えている<sup>180</sup>。私たちの手元にある史料は大部分が聖職者によって書かれたものであるから、私たちは王国の政治に占める聖職者の役割を実際以上に高く評価しが

ちである。しかし、こうした世俗の廷臣たちもまた、国王の側近として、大きな役割を演じていたことも忘れてはならないだろう。

宮廷礼拝堂付司祭長を頂点とする宮廷聖職者たち、書記局で公的文書の作成に携わる聖職者の群れ<sup>181</sup>、主に裁判の問題を取り仕切る宮中伯、財政問題などを管轄する納戸役らの世俗の廷臣、そしてその配下の者たち、国王の狩りの手配を行う役人たち、あるいは、その他の身分の低い下僕たち、宮廷学校で学ぶ、主に貴族の子弟たち、こうした人々から構成される集団が、王国運営の心臓部であった。この宮廷とよばれる集団は、あちこちの王宮などを移動しつつ<sup>182</sup>、政治共同体としての *regnum* を動かしていたのである。この移動する中心こそが、当時、一般に *regnum* と呼ばれていた「国家」の中核であった。しかし、宮廷だけがこの「国家」の意思決定機関ではなかったことは、すでに見たとおりである。

## おわりに

このように、フリートの執拗な反論にもかかわらず、*regnum* は、実体を伴った政治共同体を表す表現であった。「王国」は、通例一般的な意味の国王支配という意味をもつにすぎないというフリートの主張は、明らかに言いすぎである。確かに、「王国」の基礎となっているのは、国王の存在である。国王がいなければ、*regnum* は存在しない。王とその近親者、そして彼らの側近たち、その下僕たちで構成される宮廷こそが、*regnum* の中核であったことは間違いない。その意味で、「王家こそが、<王国>の制度的な基礎であった」という、フリートの主張はおそらく正しいだろう。しかし、*regnum* は王家を越えた存在であった。様々な不安定要因があったにしても、*regnum* は王家と王家が及ぼす支配権には集約されない何かであり、そのように同時代の人々に意識されていたものであった。それは当時のエリート層がすでに「国家」(res publica) と表現することもあった政治共同体であった。

「王国」の中心である国王は、カロリング期においては、神の世界秩序の中のひとつの「職務」と理解されるようになっていた<sup>183</sup>。国王は、人々の平和や正義を守る使命を神から託されたものと考えられた。国王の地位は、このような観念により正当化されていた。国王は、その職務を果たすために、単に宮廷で会議の側近たちの間で会議を開いたり、裁判を行うだけではなく、王国全体の会議を開催し、勅令を公布した。勅令の条文がどの程度実際に遵守されたかは疑問であるにせよ、そこに、内実を備えた政治共同体としての「国家」の姿をみることができるだろう。このような理解が正しければ、「<教会>と<王家>の間で、結局のところ、「王国」には十分な基盤がなかった。特別な作用連関としての、あるいは、人々の政治秩序全体としての国家は、思想的には未発達であった。だから、王国は崩壊したのである」という、フリートの主張には根拠がないことになる<sup>184</sup>。なぜフランク王国は結局

解体してしまったのかという大きな問題は、別の観点から検討されなければならない<sup>185</sup>。

9世紀のフランク「国家」の骨格は、10世紀には受け継がれなかった。10世紀には、中央権力の弱体化が進み、勅令の公布はまったく行われなくなった<sup>186</sup>。オットー朝のドイツ王国においては、ゲルト・アルトホフが「國家なき国王支配」とよぶ政治状況がみられるようになった<sup>187</sup>。国王たちは、カロリング期の「国家」への回帰をたびたび企てたが、官職を世襲化した貴族たちは、国王による中央集権化の試みに十分抗しうるだけの実力をすでに蓄えており、国王たちの試みは失敗した。国王巡察使制度のような典型的なカロリング期の統治手段は、もはや存立基盤を失い、消滅した<sup>188</sup>。このように、カール大帝やルイ敬虔帝時代のフランク王国とは、別の政治世界が10世紀には姿を現した。なぜ、このような変化が生じたのか。この問題もまた、フランク王国の解体をめぐる問題とともに、今後、論議すべきことだろう。

## 注

- 1 山田欣吾「「教会」としてのフランク帝国 —西ヨーロッパ初期中世社会の特色を理解するために—」世良晃志郎編『ヨーロッパ身分制社会の歴史と構造』（創文社、1987年）所収。この論文は『西洋中世国制史の研究Ⅰ：教会から国家へ —古相のヨーロッパ—』（創文社、1992年）に再録された。本稿では、この論文集の頁番号にしたがって引用する。
- 2 山田欣吾、前掲書、33頁。
- 3 山田氏の見解によれば（前掲書38頁）、ヴェルダン条約以降の分国でも、政治共同体は「教会」と理解されていた。そして、843年のクレーヌ協約で自分たちの政治共同体が *ecclesia* と呼ばれていることをその証拠のひとつとして挙げている。
- 4 Hans-Werner Goetz, *Europa im frühen Mittelalter* (Handbuch der Geschichte Europas, Bd.2), Stuttgart, 2003, S.284-289に、この問題に関する近年の研究動向が述べられている。なお、近年の研究として、以下のものを挙げておく。Léopold Genicot, *Sur la survivance de la notion d'État dans l'Europe du Nord au haut moyen âge. L'emploi de publicus dans les sources belges antérieures à l'an mil*, in : *Festschrift für Josef Fleckenstein*, Sigmaringen 1985, S.147-164; Hagen Keller, *Zum Charakter der 'Staatlichkeit' zwischen karolingischer Reichsreform und hochmittelalterlichen Herrschaftsausbau*, *Frühmittelalterliche Studien* 23 (1989), S.248-264; Johannes Fried, *Gens und regnum. Wahrnehmungs- und Deutungskategorien politischen Wandels im früheren Mittelalter. Bemerkungen zur doppelten Theoriebindung des Historikers*, in : Jürgen Miethke/Klaus Schreiner (Hg.),

Sozialer Wandel im Mittelalter, Sigmaringen 1994, S.73-104; Karl Ferdinand Werner, L'Historien et la notion d'État, jetzt in ders., Einheit der Geschichte, Sigmaringen 1999, S.29-41; Ernst Tremp, Zwischen *stabilitas und mutatio regni*. Herrschafts-und Staatsauffassung im Umkreis Ludwigs des Frommen, in : Réine Le Jan (Hg.), La royauté et les élites dans l'Europe carolingienne, Lille 1999, S.111-128; Adelheid Krah, Die Entstehung der *potestas regia* im Westfrankenreich während der ersten Regierungsjahre Kaiser Karls II. (840-877), Berlin 2000, S.100-110; Reinhard Schneider, *Tractare de statu regni* : Bloßer Gedankenaustausch oder formalisierte Verfassungsdiskussion? In : Jürgen Petersohn (Hg.), Mediaevalia Augiensia, Stuttgart 2001, S.59-78; Brigitte Kasten, Zur Dichotomie von privat und öffentlich in fränkischen Herrschertestamenten, Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germanistische Abteilung, 121 (2004), S.158-199.

- 5 Johannes Fried, Der karolingische Herrschaftsverband im 9.Jh.zwischen "Kirche" und "Königshaus", Historische Zeitschrift 235 (1982) S.1-43.
- 6 Ibid., S.7.
- 7 Wolfgang Wehlen, Geschichtsschreibung und Staatsauffassung im Zeitalter Ludwigs des Frommen, (Historschre Studien 418), Lübeck 1970.
- 8 Vgl.Ibid., S.33 ff.
- 9 Fried, ibid., S.11.
- 10 Theodor Mayer, Staatsauffassung in der Karolingerzeit, in : Das Königtum. Seine geistigen und rechtlichen Grundlagen, (Vorträge und Forschungen 3), Sigmaringen 1954, S.175.
- 11 Fried, ibid.,S.16.
- 12 Ibid., S.20-21.
- 13 MGH Cap.1 (hg.von Alfred Boretius, Hannover 1883), S.270-275.
- 14 Fried, ibid., S.21.
- 15 Ibid., S.25.
- 16 Ibid., S.35.
- 17 Ibid., S.35-36.なお、この書物については以下の文献を参照。Otto Eberhardt, *Via regia. Der Fürstenspiegel Smaragds von St. Mihiel und seine literarische Gattung*, München 1977.
- 18 Fried, ibid., S.41.

- 19 Ibid., S.41.
- 20 Hans-Werner Goetz, *Regnum : Zum politischen Denken der Karolingerzeit*, Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germanistische Abteilung 104 (1987), S.110-189.Vgl.Hans-Werner Goetz, Staatsvorstellung und Verfassungswirklichkeit in der Karolingerzeit, untersucht anhand des *Regnum* Begriffs in erzählenden Quellen, in : *Zusammenhänge, Einflusse, Wirkungen*.Kongreßakten zum ersten Symposium des Mediävistenverbandes in Tübingen, 1984, hg.v.J.O.Fichte, K.H.Goller und B.Schmelpfennig, Berlin/New York 1986, S.229-240. すでにフリートは *regnum* の概念史的な研究の必要性を説いていた。Fried, *Der karolingische Herrschaftsverband*, S.7 Anm.23. もっとも、*regnum* に関する概念史的な研究が今まで全く行われていなかったわけではない。たとえば、Wehlen の研究には、*regnum* 概念を検討した部分がある。また、カロリング期に関するものではないが、古代末期の *regnum* 概念については、次にあげる興味深い研究がある。Werner Suerbaum, *Vom Antiken zum frühmittelalterlichen Staatsbegriff*, Münster 1961.
- 21 Goetz, *Regnum*, S.174.
- 22 この点については、すでにヴェルナーが指摘している。Karl Ferdinand Werner, *La genèse des duchés en France et en Allemagne*, jetzt in : ders., *Vom Frankenreich zur Entfaltung Deutschlands und Frankreichs. Ursprünge-Strukturen-Beziehungen*, Sigmaringen 1984, S.281ff.Vgl.ders., Art.*Regnum*, Lexikon des Mittelalters, VII, Sp.587-596.
- 23 Goetz, *Regnum*, S.176.
- 24 Ibid., S.177-179.
- 25 Ibid., S.180.
- 26 Ibid., S.188.
- 27 この点については、すでに 1985 年の論文のなかで、ジャネット・ネルソンも批判している。Janet Nelson, *Public Histories and Private History in the Work of Nitard*, *Speculum* 60 (1985), S.258 = Jetzt in : Dies., *Politics and Ritual in Early Medieval Europe*, London/Ronceverte 1986, S.202 Anm.28.
- 28 Goetz, *Regnum*, S.185.
- 29 Ibid., S.184.
- 30 Johannes Fried, *Gens und regnum*.Wahrnehmungs-und Deutungskategorien politischen Wandels im früheren Mittelalter. Bemerkungen zur doppelten Theoriebindung des Historikers, S.92-98.

- 31 Fried, Die Formierung Europas 840-1046 (Oldenbourg Grundriß der Geschichte, 6) München 1991, S.54, 159.
- 32 Goetz, Europa im frühen Mittelalter, S. 287.Vgl.Ders., Staatlichkeit, Herrschaftsordnung und Lehenswesen im ostfränkischen Reich als Forschungsprobleme, in : Il feodalesimo nell'alto medioevo, (Settimane di Studio del Centro Italiano di Studi sull'alto Medioevo, 47), Spoleto 2000, S.85-143; ders., Potestas, Staatsgewalt und Legitimität im Spiegel der Terminologie früh-und hochmittelalterlicher Geschichtsschreiber, in : Sacerdotium und Regnum, Geistliche und weltliche Gewalt im frühen und hohen Mittelalter, Festschrift für Egon Boshof zum 65.Geburtstag, hg.von Franz-Reiner Erkens und Hartmut Wolff, 2002, S.47-66.
- 33 Fried, Der karolingische Herrschaftsverband, S.8; MGH Cap.1, S.303.
- 34 ゲツツは手際よく、従来の研究史をまとめている。Goetz, Regnum, S.110-113.
- 35 たとえば、Krah, Die Entstehung der potestas regia im Westfrankenreich während der ersten Regierungsjahre Kaiser Karls II., S.15, Anm.10.
- 36 Goetz, Regnum, S.184.
- 37 この点については、拙稿「征服と改宗 一クローヴィスと初期フランク王権一」角田文衛・上田正昭監修、初期王権研究委員会編『古代王権の誕生 IVヨーロッパ編』角川書店、2003年、316 – 335 頁参照。少なくとも、クローヴィスの時代にはフランク王権を神聖王権 (Sakralkönigtum) と特徴づけることは困難である。
- 38 Peter Brown, The Rise of Western Christendom, Oxford 1996, S.218.
- 39 一般的に、Arnold Angenendt, Das Frühmittelalter.Die abendländische Christenheit von 400 bis 900, Stuttgart/Berlin/Köln 1990, S.154f. 参照。
- 40 Odette Pontal, Die Synoden im Merowingerreich, Paderborn/München/Wien/Zürich 1986, S.225ff.
- 41 Conc.Aurelianse a.511 (Sources chrétiennes, Nr.353), S.70.
- 42 Pontal, ibid., S.229.
- 43 Dietrich Claude, Die Bestellung der Bischöfe im merowingischen Reiche, ZRG KA 49 (1963), S.1-75; C.Servatius, >Per ordinationem principis ordinetur<.Zum Modus der Bischofsnennung im Edikt Chlothars II.vom Jahre 614, ZKG 84 (1973), S.1-29; Georg Scheibelreiter, Der Bischof in merowingischer Zeit, Wien/Köln/Graz 1983, S.128-171.徳田直宏「クロタール2世の教会支配 一メロヴィンガー・フランク前期における王権と司教叙任問題についてー」長谷川博隆編『ヨーロッパ 一国家・中間権力・民衆ー』名古屋大学出版会、1985年、111-158頁。

- 44 Vgl. Arnold Angenendt, Karl der Große als *rex et sacerdos*, S.262ff. in : Rainer Berndt (Hg.), Das Frankfurter Konzil von 794. Kristallisierungspunkt karolingischer Kultur, Teil 1, Mainz 1997, S.262 ff.
- 45 ヒルペリヒ 1世の試みは、例外というべきである。Pontal, ibid., S.226.
- 46 H.I.マルー著、上智大学中世思想研究所編訳/監修『キリスト教史 2. 教父時代』平凡社、1996年、332頁以下参照。
- 47 Angenendt, Frühmittelalter, S.64.
- 48 Walter Ullmann, Leo I and the Theme of Papal Primacy in : ders., The Church and the Law in the Earlier Middles, London 1975.
- 49 John Michael Wallace-Hadrill, The Frankish Church, Oxford 1983, S.110-122.
- 50 拙著『地上の夢キリスト教帝国 一カール大帝の<ヨーロッパ>一』講談社、2001年、35頁以下参照。
- 51 Vgl.François Louis Ganshof, The Church and the Royal Power in the Frankish Monarchy under Pippin III and Charlemagne, in : Ders., The Carolingians and the Frankish Monarchy, trans. by Janet Sondheimer, London 1971, S.205-239.
- 52 国法上のローマ教皇領の微妙な位置については、Thomas F.X.Noble, The Republic of St.Peter. The Birth of the Papal State, 680-825, Philadelphia 1984において、詳しく検討されている。
- 53 Helmut Nagel, Karl der Große und die theologischen Herausforderungen seiner Zeit, (Freiburger Beiträge zur mittelalterlichen Geschichte 12), Frankfurt 1998.
- 54 Cap.1, S.53, Z.21ff. : *Ego Karolus, gratia Dei eiusque misericordia donante rex et rector regni Francorum et devotus sanctae aeclesiae defensor humiliisque adiutor.* 河井田研朗氏の訳にしたがった。河井田研朗「カロルス大帝の「万民への訓諭勅令」*Admonitio Generalis* (789年) の試訳」、『ノートルダム清心女子大学キリスト教文化研究所年報』27号(2005年)、124頁。なお、同氏による「カロルス大帝の「万民への訓諭勅令」*Admonitio Generalis* (789年) の注解(1)」『福岡大学人文論叢』36巻第4号、2005年、1276頁の注解を参照。
- 55 Cap.1, S.92, Z.2 ...et direxit in universum regnum suum, et...; ibid., Z.16; sive in sanctis ecclesiis Dei vel etiam pauperibus, pupillis et viduis adque cuncto populo... なお、ここで『一般勅令』と呼んだ勅令は、かつて一般に『一般巡察使勅令』と呼ばれていたものである。これについては、拙稿「「帝国」のゆくえ 一カールの皇帝戴冠(800年)直後のフランク・ローマ・ビザンツー」『東洋英和女学院大学 人文・社会科学論集』第21号、2004年、20頁注56参照。

- 56 帝国統一派については、Roland Faulhaber, *Der Reichseinheitsgedanke in der Literatur der Karolingerzeit bis zum Vertrag von Verdun* (Historische Studien, 204), Berlin 1931, S.34f. 参照。ただし、ファウルハーバーは俗人貴族の影響力を過小評価しているように思われる。
- 57 アゴバルドゥスのような聖職者の意見が、ルイの宮廷に影響力をもったから、『帝国計画令』が制定されたというわけではない。こうした聖職者の解釈は、いささか現実の政治情勢からは遊離し、その結果、結局、彼らの政治理念が支配的になるにはいたらなかった。Vgl. Franz-Reiner Erkens, *Divisio legitima und unitas imperii. Teilungspraxis und Einheitsstreben bei der Thronfolge*, Deutsches Archiv 52 (1996), S.423-485, hier S.478.
- 58 Cap.1, S.273, Z.16f. : *propter omnium salutem et ecclesiae tranquillitatem et imperii unitatem...*
- 59 Agobard, Ep.Nr.3 (MGH Epp.3, hg.von Ernst Dümmler, Berlin 1899), S.158-164. Vgl. Egon Boshof, Erzbishof Agobard von Lyon, Köln 1969, S.41.
- 60 Hans H.Anton, Zum politischen karolingischer Synoden und zur karolingischen Brüdergemeinschaft, Historisches Jahrbuch 99 (1979), S.55-132; auch in : Ders., Königum-Kirche-Adel : Institutionen, Ideen, Räume von der Spätantike bis zum hohen Mittelalter, Trier 2002, S.179-252. 以下の頁番号は再録版にしたがう。なお、この時代の教会概念については、一般に以下の文献を参照されたい。Yves Congar, *l'ecclésiologie du haut Moyen-Age*, Strassbourg 1968.
- 61 この著名な教会会議の歴史的背景や両権力論、あるいは、ヴァラの役割などについては、立ち入って考察することはできない。カロリング期の政治思想におけるこの教会会議の位置づけに関しては、いずれ、稿を改めて論じたい。
- 62 Anton, ibid., S.183f.; Vgl. Karl Frederick Morrison, *The Two Kingdoms. Ecclesiology in Carolingian Political Thought*, Princeton/New Jersey 1964, S.37; MGH Conc.2 (hg.von Albert Werminghoff, Hannover/Leipzig 1906/1908), S.610: *Primum igitur, quod universalis sancta Dei ecclesia unum corpus manifeste esse creditur eiusque caput Christus, apostolicis oraculis adprobamus.*
- 63 山田、前掲論文、38 頁参照。
- 64 Anton, ibid., S.188, Anm.22 にその例に当てはまる箇所があげられている。
- 65 Vgl. Tilman Struve, *Die Entwicklung der organologischen Staatsauffassung im Mittelalter* (Monographien zur Geschichte des Mittelalters, 16), Stuttgart 1978, S.93 ff.; M.パコー著、坂口・鷺見訳『テオクラシー ー中世の教会と権力ー』創文社、

1985年、71頁、注20。

- 66 Paschasius Radbertus, *Epitaphium Arsenii*, hg.von Ernst Dümmler, in : Abhandlungen der königl. Preuß. Akademie zu Berlin, phil.-hist.Klasse, Berlin 1900, S.62 : *Interea nostis, inquit, quibus ordinibus Christi constat ecclesia? Certum quippe quod secundum singulorum officia requirendus est ordo discipline et status reipublice. Unde primum considerari oportet intus divina, tum exterius humana; quia procul dubio his duobus totius ecclesiae status administratur ordinibus.* この箇所については、Lorenz Weinrich, Wala, Graf, Mönch und Rebell, Die Biographie eines Karolingers (Historische Studien 386), Lübeck 1963, S.61ff; Anton, Fürstenspiegel, S.202; Wehlen, ibid., S.107-111 参照。
- 67 フリートも、この箇所を引用しているが、彼は *res publica* という表現を「国家」と理解することを拒んでいる。Fried, ibid., S.21 Anm.79. だが、フリートの解釈は一面的である。Vgl.Yves Sassier, L'utilisation d'un concept romain aux temps carolingiens : La *res publica* aux IXe et Xe siècles, Médiévaux15 (1988), S.149-161; Philippe Depreux, Nithard et la *res publica* : un regard critique sur le règne de Louis le Pieux, Médiévaux 22-23 (1992), S.149-161.
- 68 この協約については、以下の論考を参照。Peter Classen, Die Verträge von Verdun und von Coulaines als politische Grundlagen des westfränkischen Reiches, Historische Zeitschrift 196 (1963), S.1-35; = ders., Ausgewählte Aufsätze, (Vorträge und Forschungen, 28), hg.v.J.Fleckenstein, Sigmaringen 1983, S.249-277; Elisabeth Magnou-Nortier, Foi et fidelité. Recherches sur l'évolution des liens personnels chez les Francs du VIIe au IXe siècle, Toulouse, 1976, S.98-108; Anton, ibid., S.202-208; Janet Nelson, Charles the Bald, London and New York 1992, S.138-139; dies., The Intellectual in Politics : Context, Content and Authorship in the Capitulary of Coulaines, November 843, in : L.Smith, B.Ward (Hg.), Intellectual Life in the Middle Ages, Essays Presented to M.Gibson, London 1992, S.1-14 (= Dies., The Frankish World 750-900, London 1996, S.155-168) ; Krah, Die Entstehung der potestas regia im Westfrankenreich während der ersten Regierungsjahre Kaiser Karls II., S.205-225; R.Schneider, ibid, S.72-74. この協約については、第4節でまた取り上げる。
- 69 MGH Conc.3 (hg.von Wilfried Hartmann, Hannover 1984), S.14.ただし、序文の最後のほうでは、明らかにパウロ的な教会概念、すなわち、キリストを頭とし、信者を手足とする教会概念への言及がある。Conc.3, S.15.

- 70 Conc.3, S.14, Z.18-20 : *inter nos fratresque nostros pacificatio et paterni regni ex consensu divisio seu eiusdem sanctae ecclesiae ac fidelis populi tantorum laborum quantulacumque fieret respiratio.*
- 71 Conc.3, S.14, Z.22f.
- 72 Conc.3, S.15, Z.35ff.
- 73 Vgl.Anton, *ibid.*, S.208ff.
- 74 一般的には、ロタールと従来表記されてきたが、本稿では、ロータルと表記する。これは、すでに、成瀬治、山田欣吾、木村靖二編『世界歴史大系 ドイツ史 I』山川出版社、1997年などで採用されているカタカナ表記である。
- 75 Cap.2, S.73, Z.27. Vgl.c.7, S.73, Z.38 : *in ordine ecclesiastico et statu regni, ...; S.74, Z.14f. (adnuntiatio Hlotharii) : de Dei voluntate et statu sanctae ecclesiae ac regni et communi nostro ac vestro profectu...*
- 76 Cap.2, S.444, Z.31f. : *qualiter ecclesia Dei, quae in suo regno ac regnis nostrorum principum una est, sicut et unum sacerdotium est...*
- 77 それぞれの分国の教会組織と王権の関係の問題については立ち入らない。ここでは、いくつかの文献を挙げるにとどめたい。Geneviève Bührer-Thierry, *Les évêques de Bavière et d'Alémanie dans l'entourage des derniers rois carolingiens en Germanie (876-911)*, Francia 16/1 (1989), S.31-52; ders., *L'épiscopat en Francie orientale et occidentale à la fin du IXe siècle : substitute ou soutien du pouvoir royal?* In : *La royauté et les élites dans l'Europe carolingienne*, S.347-364; Hans Hubert Anton, *Synoden, Teilreichsepiscopat und die Herausbildung Lotharingiens (859-870)*, in : ders., *Königtum-Kirche-Adel. Institutionen, Ideen, Räume von der Spätantike bis zum hohen Mittelalter*, Trier 2002, S.421-465; Boris Bigot, *Ludwig der Deutsche und die Reichskirche im Ostfränkischen Reich (826-876)*, (Historische Studien, 470), Husum 2002; Wilfrid Hartmann, *Ludwig der Deutsche*, Darmstadt 2002, S.172-212.
- 78 たとえば、モー＝パリ教会会議（この会議は845年6月にモーで開催されたが、ブルターニュのノミノエに対する戦いが勃発したために中断を余儀なくされ、846年の2月に再度パリで開催された）で決議された83のカノンのうち、シャルル禿頭王が同年に勅令の形で公布したのは、19の項目だけであった（MGH Cap.2, S.260-262）。Hartmann, *ibid.*, S.216. この教会会議の場合、サンス、ランス、ブルジュ、ルーアンといった大司教管区の司教たちが出席していたが、宮廷聖職者はその内容に直接関知せず、そのうえ、もちろん、俗人貴族たちは出席していない。王国会議で、この教

会議の決議をどう取り扱うか協議した末、19項目以外は賛同を得ることができなかつたのだろう。このように、教会組織と王権との関係は支配と被支配という形で理解できるものではなかつた。

- 79 Timothy Reuter, *The Imperial Church System of the Ottonian and Salian Rulers : a Reconsideration*, *Journal of Ecclesiastical History* 33 (1982), S.347-374.
- 80 Vgl. Bigot, *ibid.*, S.287.
- 81 拙稿「フランク時代の王権・教会・平和」、『史観』第132冊、1995年、52頁参照。
- 82 カロリング期の「帝国」の問題を手っ取り早く理解するには、ハンス・K・シュルツエ著、五十嵐修他訳、『西欧中世史事典II 一皇帝と帝国一』ミネルヴァ書房、2005年の中の記述が参考になる。
- 83 この呼称については、拙稿「[帝国]のゆくえ 一カールの皇帝戴冠(800年)直後のフランク・ローマ・ビザンツー」、7頁以下参照。
- 84 Percy Ernst Schramm, *Kaiser, Könige und Päpste*, Bd.1, Stuttgart 1968, S.273-284.
- 85 Wolfgang Wendling, *Die Erhebung Ludwigs des Frommen zum Mitkaiser im Jahre 813 und ihre Bedeutung für die Verfassungsgeschichte des Frankenreiches*, *Frühmittelalterliche Studien* 19 (1985), S.201-238; Johannes Fried, *Elite und Ideologie oder die Nachfolgeordnung Karls des Großen vom Jahre 813*, in : *La royauté et les élites dans l'Europe carolingienne*, S.71-109.
- 86 MGH Epp.4 (hg.von Ernst Dummler, Berlin 1895), S.556, Z.8 : *pacem inter orientale atque occidentale imperium stabilire et...*東西帝国の関係について、一般に、拙著『地上の夢キリスト教帝国 一カール大帝の<ヨーロッパ>ー』205-207頁参照。
- 87 Cap.1, S.92, Z.23f.
- 88 たとえば、Cap.1, S.96, Z.36f. : *pacem defensionem habeant in regno suo, ...*; Cap.1, S. 98, Z.31f. : *In universo regno nostro per missos nostros nunc directos, ...*
- 89 周知のように、別の写本でのカールの肩書きはこれとは異なるが、そこでも「帝国」という表現はみられる。これについては、以下の文献に詳しい分析がある。Walter Schlesinger, *Kaisertum und Reichsteilung. Zur Divisio regnum von 806*, in : ders., *Beiträge zur deutschen Verfassungsgeschichte des Mittelalters*, Bd.1, Göttingen 1963, S.193-232.
- 90 Cap.1, S.127, Z.6 : *a Deo conservati et servandi imperii vel regni nostri...*; S.127, Z.13 : *a Deo conservati atque conservandi imperii vel regni nostril...*; S.130, Z.12 : *a Deo conservatum regnum atque imperium istud, ...*

- 91 Cap.1, S.127, Z.9.
- 92 この勅令については、次の論文を参照。日置雅子「ルードヴィヒ敬虔帝の帝国整備令（817年）（1）（2）」『愛知県立大学文学部論集（一般教育編）』第29号、1980年、33-48頁、同第30号、1981年、1-35頁。
- 93 この重要な勅令に関しては多くの研究があるが、ここでは、次の論文だけを挙げておきたい。Egon Boshof, Einheitsidee und Teilungsprinzip in der Regierungszeit Ludwigs des Frommen, in : Charlemagne's Heir, S.161-189.
- 94 Cap.1, S. 271, Z.1; S.273, Z.11.
- 95 たとえば、さほど長くない序文のなかで、*imperium* は、5度登場する (Cap.1, S.270-1)。
- 96 Cap.1, S.270, Z.36 : *de statu totius regni et...;* S.272, Z.12f. : *ut ille simper sollicitus et paratus inveniatur ad quaecumque necessitas et utilitas regni postulaverit.*
- 97 Agobard, Ep.Nr.15, S.224f. : *Ceteris filiis vestries designastis partes regni vestri, sed ut unum regnum esset, non tria, pretulisti eum illis, quem participem nominis vestri fecistis.*
- 98 Cap.1, S.306, Z.10.
- 99 Cap.1, S.303, Z.16; S.303, Z.23; S.305, Z.24; S.305, Z.39; S.305, Z.43; S.306, Z.6; S.306, Z.17; S.306, Z.24.
- 100 Cap.1, S.306, Z.17; S.306, Z.24
- 101 この点で、ルイ敬虔帝の印璽に「フランク王国の復興」と刻まれていたのは印象的である。これについては、以下の文献を参照。Percy Ernst Schramm, Herrschaftszeichen und Staatssymbolik, Bd. 1 (Schriften der MGH, 13), Stuttgart 1953, S.300-ff.; Peter Classen, Karl der Große, das Papsttum und Byzanz, Sigmaringen 1988, S.101; Werner Ohnsorge, *renovatio regni Francorum* in : ders., Abendland und Byzanz. Gesammelte Aufsätze zur Geschichte der byzantinisch-abendländischen Beziehungen und des Kaisertums, Darmstadt 1963, S.111-130; Josef Semmler, *Renovatio Regni Francorum. Die Herrschaft Ludwigs des Frommen im Frankenreich 814-829/830*, in : Charlemagne's Heir, S.126.
- 102 これらの事例については、Penndorf, ibid., S.9-14.
- 103 カロリング期の王位継承に関する主要な論文の多くは、次のアンソロジーに収録されている。Eduard Hlawitschka (Hg.), Königswahl und Thronfolge in fränkischer-karolingischer Zeit, Darmstadt 1975.
- 104 Continuationes Fredegarii (Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichts-

Mittelalters IVa, Darmstadt 1982), S.298 : *praecelsus Pippinus electione totius Francorum in sedem regni cum consecratione episcoporum et subiectione principum una cum regina Bertradane, ut antiquitus ordo deposcit, sublimatur in regno.* これに対して、『王国年代記』には、こうした記述はみられない。751年のピピンの即位に関しては夥しい数の研究があるが、ここでは次の文献のみを挙げておく。Werner Affeldt, Untersuchungen zur Königserhebung Pippins. Das Papsttum und die Begründung des karolingischen Königtums im Jahre 751, Frühmittelalterliche Studien 14 (1980), S.95-187; Thomas Hack, Zur Herkunft der karolingischen Königssalbung, Zeitschrift für Kirchengeschichte 110 (1999), S.170-190; Rosamond McKitterick, Die Anfänge des karolingischen Königtums und die *Annales regni Francorum*, in : Intergration und Herrschaft. Ethnische Identitäten und soziale Organisation im Frühmittelalter, hg.v.Walter Pohl und Maximilian Diesenberger, Wien 2002, S.151-168; Josef Semmler, Der Dynastiewechsel von 751 und die fränkische Königssalbung, Brühl 2003; Franz-Reiner Erkens, Auf der Suche nach den Anfängen : Neue Überlegungen zu den Ursprüngen der fränkischen Königssalbung, Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Kanonistische Abteilung, 121 (2004), S.494-509.

- 105 *Clausula de unctione Pippini* (hg.von Alain Stoclet, Francia 8 (1980), S.1) : *Ipse praedictus domnus florentissimus Pippinus rex pius...et electionem omnium Francorum...*
- 106 Walter Schlesinger, Karlingische Königswahlen, in : Hlawitschka (Hg.), Königswahl und Thronfolge in fränkischer-karolingischer Zeit ,S.192.
- 107 *Annales Mettenses priores* (MGH SS in usum scholarum separatim editi 10), Hannover 1905, S.56.
- 108 もっとも信頼のおける史料である『続フレデガリウス年代記』は、もっと、そっけない。ピピンの死後、カールとカールマンがそれぞれの家臣たちとともに会議を開き、家臣たちの同意のもとに、それぞれ即位式を行ったと述べているだけである。Continuatio Fredegarii.c.54, S.324.
- 109 『メップ年代記』については、以下の文献を参照。Irene Haselbach, Aufstieg und Herrschaft der Karolinger in der Darstellung der sogenannten *Annales Mettenses Priores*. Ein Beitrag zur Geschichts politischen Ideen im Reiche Karls des Großen, (Historische Studien, 412), Lübeck 1970; Norbert Schröer, Die *Annales Mettenses Priores* : literarische Form und politische Intention, in : Karl Hauck und Hubert

Mordek (Hg.), Geschichtsschreibung und geistiges Leben im Mittelalter, Festschrift für Heinz Löwe zum 65. Geburtstag, Köln/Wien 1978, S.139-58; Yitzhak Hen, The Annales of Metz and the Merovingian Past, in : Yitzhak Hen und Matthew Innes (Hg.), The Uses of the Past in the Early Middle Ages, Cambridge 2000, S.175-190.

- 110 Cap.1, S.128.
- 111 Cap.1, S.271, Z.3ff. : *Quibus rite per triduum celebratis, nutu omnipotentis Dei, ut credimus, actum est, ut et nostra et totius populi nostri in dilecti primogeniti nostri Hlutharii electione vota concurrerent.*
- 112 Cap.1, S.271, Z.5ff. : *Itaque taliter divina dispensatione manifestatum placuit et nobis et omni populo nostro, more solemni imperiali diademate coronatum nobis et consortem et successorem imperii, si Dominus ita voluerit, communi voto constitui.* Vgl.Ibid., Z.15 : ...*sicut ab omnibus communi voto actum est, ...*
- 113 Annales Bertiniani a.877 (Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichite des Mittelalters VI, Darmstadt 1980), S.258 : *Ego Hlodowicus, misericordia domini Dei nostri et electionepopuli rex constitutus, ...*
- 114 Vgl. Schlesinger. Die Anfänge der deutschen Königswahl, S.161.また、岡地稔「口承世界における歴史叙述の信憑性 一ヴィドゥキント『ザクセン朝史』・ハインリヒ1世国王選挙に関するJ.フリートの所説をめぐってー」『アカデミア』文学・語学編(南山大学) 第75号、2004年、26頁以下を参照。
- 115 Gerd Tellenbach, Die geistigen und politischen Grundlagen der karolingischen Thronfolge, in : ders., Ausgewählte Abhandlungen und Aufsätze, Bd.2, Stuttgart 1988 (Zuerst in : Frühmittelalterliche Studien 13 (1979), S.184-302), S.515; vgl. S.556f.
- 116 Cap.1, S.339.
- 117 Helmut Beumann, Zur Entwicklung transpersonaler Staatsvorstellungen, in : Das Königtum, S.185-224.
- 118 Wipo, Gesta Chuonradi imperatoris (in : Die Werke Wipos=MGH in usum scholarum separatim editi 61), S.30 : *Si rex periit, regnum remansit, sicut navis remanet, cuius gubernator cadit.*
- 119 カール大帝時代の臣民宣誓については、以下の文献を参照。Matthias Becher, Eid und Herrschaft. Untersuchungen zum Herrscherethos Karl des Großen (Vorträge und Forschungen, Sonderband 39), Sigmaringen 1993.

- 120 この勅令については、Olivier Guillot, *Une odninatio méconnue : Le Capitulaire de 823-825*, in : Charlemagne's Heir, S.455-486 および Brigitte Kasten, *Königssöhne und Königsherrschaft*, S.183-185 を参照。MGH の編者 Boretius はこの勅令の発布を 823 年から 825 年の間としている。しかし、解説文によれば (S.303)、ボレティウス自身、825 年の 8 月の王国会議で発布されたとみるのがもっとも妥当であると考えていたようである。ガヌスホーフは、825 年説を採用している (F.L.Ganshof, *Was waren die Kapitularien?*, Weimar 1961, S.170)。ギロは 825 年に公布されたと結論づけるのは難しいとする立場を貫いている (Guillot, ibid., S.460f.)。ここでは、暫定的に 825 年としておく。
- 121 「訓戒」 *admonitio* という宗教的な概念が勅令で用いられたのは、789 年の『一般訓令』が、最初である。これに関して、アルクインの影響を指摘するのはいまや通説である。この点について、特に、Thomas Martin Buck, *Admonitio und Praedicatio. Zur religiös-pastralen Dimension von Kapitulariennahen Texten (507-814)*, (Freiburger Beiträge zur mittelalterlichen Geschichte 9), Frankfurt a.M.1997, S.99ff. 臣民たちに訓戒を与える綱領的文書であるという点において、この二つの文書は類似する。しかし、少なくとも 2 つの点で大きく異なる。第一の点は、カールの『一般訓令』では、ルイの文書に比べると、宗教的な観点がいっそう濃厚であることである。聖職者に対する訓戒の割合が非常に高いだけではなく、俗人は身分によって細かく分けられておらず、俗人に対する訓戒はただ単に「すべての者に」 (*omnibus*) という形で述べられているにすぎない。第二の点は、皇帝のみならず、各々の者が職務を与えられているという理念が導入されていることである。これについては、Karl Ferdinand Werner, *Hludovicus Augustus : Gouverner l'empire chrétien – Idées et réalités*, in : Charlemagne's Heir, S.87.
- 122 Mayer, ibid., S.174.
- 123 Vgl. Guillot, ibid., S.462.
- 124 Vgl. Guillot, ibid., S.466.
- 125 Vgl. Hannig, ibid., S.269.
- 126 この文書に関する文献は、注 68 に挙げた。
- 127 Classen, ibid., S.269. ただし、これに対して、クラー (Krah, ibid., S.208) は、ここで述べられている協約とは、クレーヌで結ばれたものではなく、むしろ、兄弟戦争の初期にさかのぼるのではないかと述べている。たしかにそういう解釈も可能だろう。
- 128 Conc.3, S.14, Z.25-27 : *Quapropter venientes in unum fideles nostri, tam in verabili ordine clericali quam et inlustres viri in nobili laicali habitu constituti...* この会議に

集まった聖俗の諸侯たちは、この数行前では、*vires ecclesiastici necnon* や *rei publicae nostrae solaciatores* とも表現されている (Z.22f.)。ところで、この会議に出席したことがはっきりわかるのは、表題で特に名を挙げられている Warin という人物だけである。Warin はブルゴーニュに支配を広げていた有力な俗人貴族だったようだ。史料では、伯 (*comes*) もしくは辺境伯 (*marcho*) と呼ばれている。Warin については、以下の文献を参照。Classen, ibid., S.257; Krah, ibid., S.214 Anm.58; Jan Dhondt, Etudes sur la naissance des principautés territoriales en France (IXe-Xe siècles), Brugge 1948, S.151ff.; Philippe Depreux, Prosopographie de l'entourage de Louis le Pieux (781-840), Sigmaringen 1997, S. 396-397.

- 129 Conc.3, S.15.
- 130 Nelson, The Intellectual in Politics, S.161.
- 131 Conc.3, S.16.
- 132 この時期、西フランク王国は、ヴァイキングの侵入に苦しんでおり、シャルルは有効な防御策を見出すことができなかった。この招請劇は、こうした政治情勢を反映している。Schlesinger, Karolingische Königswahlen, S.224-225; Nelson, Charles the Bald, S.181-189; Hartmann, Ludwig der Deutsche, S.50-51.
- 133 Conc.3, S.16. Vgl. Nelson, The Intellectual in Politics, S.161 Anm.35.
- 134 Hinkmar von Reims, *De ordine palatii* (MGH fontes iuris germanici antiqui in usum scholarum separatim editi, 3), hg.von Thomas Gross und Rudolf Schieffer, Hannover 1980.なお、*De ordine palatii* というのは、後世の学者によって一般に呼ばれるようになったタイトルである。原語に照らせば、『宮廷の秩序について』や『宮廷組織について』などと訳せるだろう。しかし、ここでは単に『宮廷について』と訳した。実は、内容から判断すれば、『宮廷について』というタイトルは正しくない。なぜなら、後で述べるように、ヒンクマールは国王が司る領域として、宮廷 (*palatium*) と王国全体に分けて、記述しているからである。つまり、宮廷は、この小論の内容の半分を占めるにすぎない。アダルハルトの書物のタイトル自体、もともと、*de ordine palatii* であったのではなく、*De ordine palatii et reipublicae dispositione* とか *De ordine palatii et dispositione regni* だったのではないかという意見もある。これについては、Brigitten Kasten, Adalhard von Corbie, Düsseldorf 1985, S.73 参照。もっとも、ヒンクマール自身、彼が参考にしたコルビー修道院長アダルハルトの書物を *libellus de ordine palatine* と呼んでいる (c.3, S.54)。
- 135 これについては、MGH の編者による注釈を参照 (S.10)。
- 136 ヒンクマールのこの頃の作品に、*Ad episcopos regni. Admonitio altera* (Migne

PL125, Sp.1007-1018) があり、内容上も、また表現上も重なっている。また、彼の晩年の政治思想、特に王権と教会の関係に関する思想は、881年に彼が主宰した Fismes 教会会議の決議 (Migne PL 125, Sp.1069-1086) によく表れている。Vgl. Anton, *Fürstenspiegel*, S.236-239.

- 137 Hincmar, *De ordine palatii*, prologus, S.34 : *ad reerectionem honoris et pacis ecclesiae ac regni...* : vgl. epilogus, S.96.
- 138 ブリュールはアダルハルトがイタリア王ベルンハルトの教育のためにこの書物を書いたのではないかと推測している。Carlrichard Brühl. Hinkmariana I, Deutsches Archiv 20 (1964), S.48-54=Ders., Aus Mittelalter und Diplomatik. Gesammelte Aufsätze Bd.1, Hildesheim 1988, S.292-298.
- 139 この点について MGH の編者による注釈の 11 頁を参照。
- 140 レーヴェは述べている。「ヒンクマールは、自分の政治目的を根拠づけるために、アダルハルトの作品を利用したのである」(Heinz Löwe, Hinkmar von Reims und der Apocrisiar. Beiträge zur Interpretation von *De ordine palatii*, in : Festschrift für Hermann Heimpel, Bd.3 (Veröffentlichungen des Max-Planck-Instituts für Geschichte, 36-3), Göttingen 1972, S.197-205.hier, S, 224f.)。周知のように、ヒンクマールは若いときに実際に体験した宮廷や行政のあり方も、この小論に取り入れている。
- 141 ヒンクマールの『宮廷について』の先行研究としては、注 140 に挙げた Löwe の論文の他に、以下のものがある。Louis Halphen, Le "De ordine palatii" d'Hincmar, Revue historique 183 (1938), S.1-9=ders., A travers l'histoire du moyen âge, Paris 1950, S.83-91; Josef Fleckenstein, Karl der Große und sein Hof. In : Ders., Ordnungen und formende Kräfte des Mittelalters. Ausgewählte Beiträge, Göttingen 1989, S.28-66; ders., Die Struktur des Hofes Karls des Großen im Spiegel von Hinkmars *De ordine palatii*, in : Ders., Ordnungen, S.67-83; Otto Gerhard Oexle, Haus und Ökonomie im früheren Mittelalter, in : Joachim Wollasch (Hg.), Person und Gemeinschaft im Mittelalter. Festschrift Karl Schmid zum 65.Geburtstag, Sigmaringen 1988, S.101-122; Janet Nelson, Charles the Bald, London/New York 1992, S.43-50.
- 142 Hincmar, *De ordine palatii*, c.3, S.54 : *Cuius libellum de ordine palatii legi et scripti, in quo inter cetera continetur duabus principaliter divisionibus totius regni statum constare antepositio simper et ubique omnipotentis Dei iudicio.*
- 143 Ibid., c.6, S.82 : *Unum, quando ordinabatur status totius regni ad anni vertentis*

*spatium.*

- 144 Ibid., c.6, S.84 : *Aliud palatum cum senioribus tantum et praecipuis consiliariis habebatur, ...*
- 145 Ibid., c.7, S.94.
- 146 Ibid., c.7, S.92.
- 147 たとえば、司教などの高位聖職者と俗人官職保持者が別の部会に分かれて協議する会議の方法は、カール大帝期とルイ敬虔帝には知られているが、9世紀後半には知られていない。
- 148 「年毎の献上品」については、François Louis Ganshof, *Frankish Institutions under Charlemagne*, New York 1970, S.43.
- 149 Annales Bertiniani a.864, S.138. このとき公布された勅令は伝承されている。MGH Cap.2, S.310-328.
- 150 中世初期の王国会議について一般に、以下の文献を参照。Janet Nelson, *Kingship and Royal Government*, in : Rosamond McKitterick (Hg.), *The Cambridge Medieval History*, Bd.2, Cambridge 1995, S.418-420.Timothy Reuter, *Assembly Politics in Western Europe from the Eighth Century to the Twelfth*, in : Peter Linehan und Janet Nelson, *The Medieval World*, London 2001, S.432-50; P.S.Barnwell und Marco Mostert (Hg.), *Political Assemblies in the Earlier Middle Ages (Studies in the Early Middle Ages, 7)*, Turnhout 2003.
- 151 Ganshof, *Frankish Institutions under Charlemagne*, S.22, 116, 117. Vgl. Stuart Airlie, *Talking Heads : Assemblies in Early Medieval Germany*, in : *Political Assemblies in the Earlier Middle Ages*, S.32-34.『王国年代記』は、ピピンの時代に関する年毎のごく簡潔な記述において、国王がクリスマスと復活祭をどこで祝ったのかという記述とともに、王国会議がどこで開かれたのかを書き留めている。このことは、王国会議の開催が教会の大祝日と並んで、当時の人々にとって、一年のなかの重要な行事とみなされていたことを示している。たとえば、765年の条。Annales regni Francorum (Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichtschreibung des Mittelalters V, Darmstadt 1980), S.20 : *Tunc rex Pippinus habuit placitum suum ad Attiniacum et nullum fecit aliud iter. Et celebravit natalem Domini in Aquis villa et pascha similiter.*
- 152 J.T.Rosenthal, *The Public Assembly in the Time of Louis the Pious*, Traditio 20 (1964), S.25-40; Philippe Depreux, *Lieux de rencontre, temps de négociation : quelques observations sur les plaidis généraux sous Louis le Pieux*, in : Régine Le

- Jan (Hg.), *La royauté et les élites dans l'Europe carolingienne*, Lille 1998, S.213-31.
- 153 Janet Nelson, *Legislation and Consensus under Charles the Bald*, in : dies., *Politics and Rituals in Early Medieval Europe*, London 1986, S.91-116. その115頁以下にシャルル禿頭王時代の王国会議のリストが掲載されている。
- 154 Ibid., S.106.
- 155 Hartmann, *Ludwig der Deutsche*, S.147.
- 156 P.S.Barnwell, *Kings, Nobles, and Assemblies in the Barbarian Kingdoms*, in : *Political Assemblies in the Earlier Middle Ages*, S.27.
- 157 王国会議は、西フランク王国だけでなく、ルートヴィヒ・ドイツ人王の時代の東フランク王国でも、定期的に開催されていたことが史料上確認できるが、周知のように、多くの勅令が残されている西フランク王国と異なって、東フランク王国では、勅令はひとつも伝承されていない。東フランク王国では西フランク王国ほど、文書主義が根を下ろしていなかったことにその理由は求められるだろう。しかし、Timothy Reuter, *Germany in the Middle Ages 800-1056*, London/New York 1991, S.89が指摘しているように、勅令に関する関心が途絶えてしまったことを意味するのではないかもしれない。Vgl. Classen, ibid., S.271; Hartmann, *Ludwig der Deutsche*, S.150-152.
- 158 Dieter Hägermann, *Zur Entstehung der Kapitularien*, in : *Grundwissenschaften und Geschichte. Festschrift für Peter Acht*, hg.von Waldemar Schlögl und Peter Herde, Kallmünz 1976, S.12-27.
- 159 Vgl. Ganshof, *Was waren die Kapitularien?*, S.53ff.
- 160 たとえば、MGH Cap.1, S.170, Z.28ff. : *Karolus...cum episcopis, abbatibus, comitibus, ducibus omnibusque fidelibus christiana ecclesiae cum consensu consilioque constituit...* : Cap.1.S.297, Z.10f. : *De quarto capitulo expectandum censuimus, donec cum plurioribus fidelibus nostris inde consideremus.*; Cap.1, S.307, Z.26f. : *capitula, quae nunc et alio tempore consultu fidelium nostrorum a nobis constituta sunt...*
- 161 Vgl. Jürgen Hannig, *Consensus fidelium. Frühfeudale Interpretationen des Verhältnisses von Königtum und Adel am Beispiel des Frankenreiches*, 1982, S.152-199. Gerhard Schmitz, *Die Kapitulariengesetzgebung Ludwigs des Frommen*, Deutsches Archiv 42 (1986), S.474f.; Hubert Mordek, *Unbekannte Texte zur karolingischen Gesetzgebung*, Ludwig der Fromme, Einhard und die

*Capitula adhuc conferenda*, in : Ders., Studien zur fränkischen Herrscher gesetzgebung, Frankfurt a, M, 2000, S.170 mit Anm.43.

- 162 Cap.2, S.312, Z.1-7. : *Notum esse volumus omnibus Dei et nostris fidelibus, quoniam haec, quae sequuntur, capitula nunc in isto placito nostro..., una cum fidelium nostrorum consensu atque consilio constituimus et. cunctis sine ulla refragatione per regnum nostrum observanda mandamus.* Vgl.ibid.c.6, S.313, Z.33f. : *Contra quorum malas insidias consensu et consilio fidelium nostrorum statuimus, ...*
- 163 Fritz Kern, Gottesgnadentum und Widerstandsrecht im früheren Mittelalter, 7.Aufl.hg.von Rudolf Buchner, Darmstadt 1980, S.46ff.
- 164 Werner Affeldt, Das Problem der Mitwirkung des Adels an politischen Entscheidungsprozessen im Frankenreich vornehmlich des 8.Jahrhunderts, in : Dietrich Kurze (Hg.), Aus Theorie und Praxis der Geschichtswissenschaft : Festschrift für Hans Herzfeld zum 80. Geburtstag, Berlin 1972, S.404-23. Vgl.Hannig, ibid., S.130ff.たとえば、諸侯たちの動向が政治の重要な鍵を握っていたことは、ローマ教皇ステファヌス2世が753年にフランク軍のイタリアへの派遣を要請した際に、国王ピピン宛とは別に貴族たちに書簡を送っていることからもわかる。MGH Epp.3, S.487-488 (Codex Carolinus Nr.5) .
- 165 分国制については、非常に多くの文献があるが、注57のErkensの論文のほかに次の文献だけをあげておく。Eugen Ewig, Überlegungen zu den merowingischen und karolingischen Teilungen, in : Nascita dell'Europa carolingia (Settimane di Studio del Centro Italiano di Studi sull'alto Medioevo 27), Spoleto 1981, S.225-253.
- 166 この分割については、Ewig, ibid., S.237f.; Boshof, Einheitsidee, S.160f.
- 167 Vgl.Krah, ibid., S.121.
- 168 しかし、ヒンクマールの『宮廷について』は、あるべき「国家」の姿を論じている点で一種の国家論といえないこともないし、ニタルドゥスの『歴史』にも、「国家」に対する願望が強くみられることを考えれば、この時代に国家論が全く書かれなかつたというのは正しくないだろう。
- 169 Janet Nelson, Kingship and Empire, in : J.H.Burns (Hg.), The Cambridge History of Medieval Political Thought c.350-c.1450, Cambridge 1988, S.225.
- 170 カロリング期の宮廷について、注141に挙げたFleckensteinの論文のほかに、一般に次の文献を参照のこと。Pierre Riché, Les représentations du palais dans les textes littéraires du Haut Moyen Age, Francia 4 (1976), S.161-171; Mark Mersiowsky, Regierungspraxis und Schriftlichkeit im Karolingerreich. Das Fallbeispiel

der Mandate und Briefe, in : Rudolf Schieffer (Hg.), *Schriftkultur und Reichsverwaltung unter den Karolingern*, Opladen 1996, S.127ff. Depreux, *Prosopographie de l'entourage de Louis le Pieux*, S.9-40; Janet Nelson, *La cour imperiale de Charlemagne*, in : Dies., *Rulers and Ruling in Early Medieval Europe*, 1999.Nr.XIV.; Stuart Airlie, *The Palace of Memory : The Carolingian Court as Political Centre*, in : *Court and Regions in Medieval Europe*, Hg.von Sara Rees Jones, Richard Marks, A.J.Minnis, 2000, S.1-20; Werner Rösener, *Königshof und Herrscherraum : Norm und Praxis der Hof-und Reichsverwaltung im Karolingerreich*, in : *Umo e spazio nell'alto medioevo*, (Settimane di Studio del Centro Italiano di Studi sull'alto Medioevo, 50), Spoleto 2003, S.443-478; Catherine Cubitt (Hg.), *Court Culture in the Early Middle Ages. The Proceedings of the First Alcuin Conference (Studies in the Early Middle Ages, 3)*, Turnhout 2003.

- 171 Hincmar, *De ordine palatii*, C.3, S.56 : *videlicet per apocrisiarium, id est responsalem negotiorum ecclesiasticorum*, ...周知のように、ヒンクマールは、明白な政治的な意図をもって、アポクリシアルという特異な表現を用いているが、「capellanus とか *palatii custos* とも呼ばれる」と述べて、通常用いられていた表現にも言及している (c.4, S.62; c.5, S.68; c.6, S.88)。宮廷礼拝堂付司祭長については、一般に Josef Fleckenstein, *Die Hofkapelle der deutschen Könige*, 1.Teil : Grundlegung. Die karolingische Hofkapelle (Schriften der MGH, 16/1), Stuttgart 1959, S.45-55 参照。
- 172 Hincmar, *De ordine palatii*, c.5, S.70.
- 173 *consiliarii* の意味については、一般に、Hannig, ibid., S.231ff. 参照。
- 174 Hincmar, *De ordine palatii*, c.6, S.88.
- 175 Fleckenstein, ibid., S.162-164.
- 176 Philippe Depreux, Le rôle de palais à la lumière des sources relatives au règne de Louis le Pieux, *Frühmittelalterliche Studien* 34 (2000), S.94-111.
- 177 Vgl.Hincmar, *De ordine palatii*, c.5, S.76.
- 178 Vgl.Rösener, *Königshof und Herrschaftsraum*, S.454f.宮廷官職については、一般に、Werner Rösener, *Hofämter an mittelalterlichen Fürstenhofen*, Deutsches Archiv 45 (1989), S.485-550 を参照。
- 179 Annales qui dicuntur Einhardi a.782 (Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichts des Mittelalters V, Darmstadt 1980), S.42.
- 180 Einhard, *Vita Karoli* (Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichts des

Mittelalters V, Darmstadt 1980) c.9, S.178.

- 181 書記局については、Robert-Henri Bautier, *La chancellerie et les actes royaux dans les royaumes Carolingians*, Bibliothèque de l'école des chartes 142 (1984), S.5-80.
- 182 王国各地に点在した王宮 (*palatium*) の政治的な意味を考えるために、さしあたり以下にあげる研究を参照されたい。Carlrichard Brühl, *Fodrum, Gistum, Servitium Regis*, Bd. 1-2, Köln/Wien 1968; Thomas Zotz, *Carolingian Tradition and Ottonian-Salian Innovation : Comparative Perspectives on Palatine Policy in the Empire*, in : A.J.Duggan (Hg.), *Kings and Kingship in Medieval Europe*, London 1993, S.69-100; ders., *Palatum publicum, nostrum, regium. Bemerkungen zur Königspfalz in der Karolingerzeit*, in : Franz Staab (Hg.), *Die Pfalz. Probleme einer Begriffsgeschichte vom Kaiserpalast auf dem Palatin bis zum heutigen Regierungsbezirk*, Speyer 1990, S.71-99; Josiane Barbier, *Le système palatial franc*, Bibliothèque de l'école des chartes 148 (1990), S.245-299.
- 183 Anton, *Fürstenspiegel*, S.404ff.; vgl. Nikolaus Staubach, 'Cultus divinus' und karolingische Reform, *Frühmittelalterliche Studien* 18 (1984), S.546-581.
- 184 Vgl. Goetz, *Regnum*, S.189.
- 185 このテーマに関する文献をいくつか挙げておく。Walter Schlesinger, *Die Auflösung des Karlsreiches*, in : *Karl der Große*, Bd.1, hg.von H.Beumann. Düsseldorf 1965, S.792-857; Helmut Beumann, *Unitas ecclesiae-unitas imperii-unitas regni. Von der imperialen Reichseinheitsidee zur Einheit der Regna*, in : *Nascita dell'Europa carolingia* (Settimane di Studio del Centro Italiano di Studi sull'alto Medioevo 27), Spoleto 1981, S.531-571; Josef Fleckenstein, *Das Großfränkische Reich : Möglichkeiten und Grenzen der Großreichsbildung im Mittelalter*, Historische Zeitschrift 233 (1981), S.265-294=ders., *Ordnungen*, S.1-27; Joachim Ehlers, *Die Anfänge der französischen Geschichts-*, Historische Zeitschrift 240 (1985), S.1-44; Carlrichard Brühl, *Deutschland – Frankreich. Die Geburt zweier Völker*, Köln 1990; Stuart Airlie, *After Empire – Recent Work on the Emergence of Post-Carolingian Kingdoms*, Early Medieval Europe 2 (1993), S.153-161.
- 186 Keller, Zum Charakter der 'Staatlichkeit', S.253ff.
- 187 Gerd Althoff, *Die Ottonen. Königsherrschaft ohne Staat*, Stuttgart/Berlin/Köln 2000.
- 188 Vgl. Althoff, *ibid.*, S.230ff.

## *Regnum, Ecclesia und Imperium :* Zur Staatsauffassung des Fränkischen Reichs im 9. Jahrhundert

IGARASHI Osamu

In einem wichtigen Aufsatz (1982) hat Johannes Fried Einwände gegen die Interpretation des karolingischen Staates von Kategorien der Abstraktion und Institutionalisierung her erhoben. Für ihn reduziert sich das Reich (*regnum*) auf Königsherrschaft, bietet nur einen Ausschnitt aus der politischen Daseinsform. Obwohl diese Frage schon von H.-W. Goetz ausführlich diskutiert worden ist, habe ich hier versucht, diese Problematik auf der Basis des heutigen Forschungsstandes nochmals zu überprüfen.

Meine Ergebnisse :

1. Das von Zeitgenossen als *regnum* bezeichnete Gebilde umfaßte das Reichsgebiet und das hier siedelnde Volk. Das war umfangsreicher als ein nur dem König unmittelbar zugänglicher Herrschaftsverband. *Regnum* war eine wahre politische Gemeinschaft.
2. Die Thronfolge beweist den Charakter des Regnums als politische Gemeinschaft eindeutig. In Thronfolgefällen tritt *populus* oft in den Quellen als Wähler. Die karolingischen Quellen berichten, dass an der Wahl das Volk beteiligt war. In der Tat sind natürlich nur die Optimaten als repräsentative Schicht des fränkischen Volkes an Thronfolgen beteiligt, diese Nachrichten zeigen aber sehr gut den Charakter des Regnums als politischer Gemeinschaft. Diesen Charakter zeigen auch die Reichsversammlungen. In seinem berühmten Werk *De ordine palatii* gibt Hinkmar von Reims wichtige Informationen über die Reichsversammlungen. Nach ihm bestand es die Gewohnheit, nicht öfter als zweimal im Jahr Reichsversammlungen abzuhalten. Sicher ist, dass auch auf diesen Versammlungen das Volk eine Rolle spielte.
3. *Regnum* war die jeweilige politische Ordnung, weil es in karolingischer Zeit den Brauch gab, bei der Thronfolge die Herrschaft unter die Söhne des verstorbenen Königs aufzuteilen.
4. An keiner mir bekannten Stelle in karolingischer Zeit bedeutet *ecclesia* den Staat. Man darf nicht den karolingischen Staat "Kirche" nennen. Nur sinnbildlich kann man ihn als "Kirche" bezeichnen.

5. Wir können auch feststellen, dass in nur seltenen Stellen die Zeitgenossen den Staat als *imperium* bezeichnen. Auch nach der Kaiserkrönung Karls des Großen (800) war der allgemeine Ausdruck für den Staat wie bisher *regnum*.